

第四百十二回 参議院法務委員会會議録第十二号

平成十年四月十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

四月十四日

伊藤 基隆君

補欠選任
千葉 景子君

出席者は左のとおり。

委員長 武田 節子君
理事 清水嘉子子君
依田 智治君
大森 礼子君
橋本 敦君
平野 貞夫君

委員

遠藤 要君
岡部 三郎君
長尾 立子君
林田悠紀夫君
前田 勲夫君
松浦 功君
千葉 景子君
角田 義一君
円 より子君
照屋 寛徳君
山田 俊昭君
矢田部 理君

國務大臣

法務大臣 下稲葉耕吉君

政府委員

法務大臣官房長 但木 敬一君
法務大臣官房司 山崎 潮君
法制調査部長 原田 明夫君
法務省刑事局長

法務省人権擁護局長 横山 匡輝君

最高裁判所長官代理者

最高裁判所事務総局長 浜野 愷君

最高裁判所事務総局人事局長 堀籠 幸男君

事務局側

常任委員会専門員 吉岡 恒男君

本日の會議に付した案件

○裁判所法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(武田節子君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。去る十四日、伊藤基隆君が委員を辞任され、その補欠として千葉景子君が選任されました。

○委員長(武田節子君) 裁判所法の一部を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○依田智治君 自由民主党の依田智治でございます。時間を一時間いただきましたので、当面するこの法案の問題点について質問させていただきます。

今回、いろいろ質問する関係で研究してみただけですが、今日の我が国の社会の複雑高度化、さらに国際化の進展という中で、いろいろな法的ニーズというものが高まり、そういうものに対して国民の期待に的確にこたえていくことは法治国家として極めて重要なことだ、こう改めて認識した次第でございます。

そういう点からも、司法機能の充実といわれる社会的ニーズにこたえるという意味で、今回法曹三者が合意した範囲において改正案が出てきたというところでございますが、いろいろ研究してみ

て、試験制度のあり方とかどういふ科目をやったらいいんだらうかとかいろいろ考える場合に、果たして現在の我が国において法曹人口というものは適切なんだろうか。要するに、法曹界ということを考えて場合に、まず質の高い法律専門家が適切な数おつて的確に国民のニーズにこたえるということが極めて重要な、こう考えます。

そんなことで、なかなか難しいんだと思いが、また三者の間でも当面増員していこうという方向を決めておるようでございますが、まず第一に、議論する手始めに、現在一番新しい数字で我が国の法曹人口というのはどうなっているのか、裁判官、弁護士、検事。さらに諸外国との比較において、前回外弁のときもちょっとお伺いしたんですが、どんな感じであるかということについてまずお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(山崎潮君) お答え申し上げます。まず、我が国の法曹人口について申し上げます。

裁判官、検察官、弁護士の総計でございますけれども、約二万二千人でございます。平成十年四月現在で、簡易裁判所の判事を含む裁判官は定員として二千九百十九人、副検事を含ま検察官の定員が二千九百九十三人、弁護士が一万六千八百五十三人でございます。ちなみに人口は、正確なところはちょっと御勘弁いただきたいと思ひますが、一億二千六百万前後でございます。それから、諸外国でございますけれども、諸外

国の数字につきましては必ずしも同一時期ではございません。正確なものをつかむのが難しいところがございますので若干の幅はございますが、最近のデータでございますけれども、アメリカが約九十三万七千人の法曹人口です。アメリカは二億六千六百万という人口でございます。それから、イギリスが七万九千人というところでございます。イギリスの人口は五千二百万ぐらいというところでございます。それから、ドイツでございますが、ドイツは十一万三千人の法曹人口でございます。人口全体は八千万人でございます。それから、フランスでございますが、フランスは約三万五千人でございます。フランスの人口は五千八百万人というふうな数字になっております。

○依田智治君 今、最新の我が国の法曹人口は二万二千人、外国等と人口比で見ると圧倒的に少ないということ。少ないといつてもいろいろ要因があつて、これから若干お伺いしたいと思ひますが、一般的意見としていずれにしても我が国の場合は法曹人口が外国と比較して少な過ぎるんじゃないかという意見を言う人も結構耳にするわけですが、このあたりについての御見解はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(山崎潮君) 法曹人口が多いか少ないかという点でございますけれども、この議論につきましては、平成三年から法曹養成制度等改革協議会、いわゆる改革協と言つておられるわけでございますが、いろいろ議論が続けてきて、平成七年の十一月に結論が出たわけでございます。その中でも多数意見としては、中期的目標として年間千五百人程度の司法試験合格者を出すべきではないかと、少数意見として千人ということがございまして、この改革協の構成メンバーは経済界あるいはマスコミ、その他有識者もみんな含めての會議でございましたけれども、やはり各界から少ない

という御意見が多数であったということでございます。また、昨今の規制緩和の政策が貫徹されていくということになった場合には事後チェック型の社会になるわけでございます。そういう関係からいえますと、やはり自己責任で問題を解決していくという社会になるわけでございますので紛争はふえてくる、それなりに法的な需要は多くなるということでございますし、あるいは紛争に至る前に解決をするという需要はふえてまいるわけでございます。こういう点を考えますと、我が国の法曹人口全体として足りないという認識でございます。

○依田智治君 経済界等も少ない、足りないと言っているのは、言うなれば法律を相談する弁護士なんか非常に少なく不便しているというようなことなんでしょうか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○政府委員(山崎潤君) 経済界の反応につきましては、経団連あるいは経済同友会からさまざまな意見が寄せられております。経済界の大きなニーズとかこのポイントとは、昨今いろいろな会社の問題が社会をにぎわしているわけでございますけれども、これからの社会を考えた場合に、企業は利益だけを追求するというだけではだめで、やはり公的な社会的存在でございますので、いわゆるコーポレートガバナンスということが非常に重要なことになってくることでございます。これはいろいろな政策とか施策を考える場合にも事前に法的な側面について十分検討した上で行わなければならない、あるいは事後にいろいろ事が生じた場合についても法的措置をきちっとしなければならぬという要請が極めて強くなっております。

そういう関係で、現在、大きな企業に関しましては顧問弁護士というものは当然あると思えますけれども、それだけでは足りないということ、日常起こっている日々の出来事について、企業内においてそれを承知しながら法的側面についてアド

バイスをする、こういう人間が必要になってくるということが強く叫ばれております。いわゆる企業内弁護士の必要性ということでございます。○依田智治君 やはり今後社会が複雑化、高度化して行くに従って、そういう要請はますます高まっていくということも予想されると思えます。

一方、司法書士とか行政書士とか税その他法律事務を扱う隣接の専門職種というのも多数あるわけでございますが、我が国の場合はそういうような者が相当多数おるので、そういう点から見れば必ずしも国民が不便しているわけでもないんじゃないかという御意見がありますが、このあたりについての御見解はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(山崎潤君) ただいま御指摘のいわゆる隣接法律専門職種でございます。どの範囲まで入るかというのはちょっと難しい点がございますが、正確な数字かどうかは別として、概数でちょっと申し上げたいと思えます。例えば司法書士でございますけれども約一万七千人でございます。それから、社会保険労務士が約一万八千人、行政書士が三万五千人、税理士が約七万、大体こういうような数字になります。これを合計いたしますと、弁護士が約一六六千でございますから、それを何倍かする数字であるということにはなるかと思えます。

ただ、私どもが考えておりますのは、先ほど申し上げましたが、これから事後チェック型の社会になっていく、そういう場合に法的ニーズが非常に高まっていくことになりまして、そこで、国民の紛争を速やかに解決する、あるいは違法な行為についての確に対処するという必要性が出てまいりますとともに、紛争が起る前に未然に防止しなければならぬという要請もますます高くなっていくわけでございます。

こういうような中で、隣接法律専門職種にその部分を事実上代行させれば足りるではないかという議論もないわけではございませんけれども、やはり隣接法律専門職種というものにつきまして、現行の制度を前提といたします限り、その専

門職種の領域は極めて限られていくわけでございます。そういう点を考えますと、総合的な法律サービスという観点からいたしますと、やはりこれは法曹が行うべき範囲である、そういうことになりまして、このような隣接法律専門職種という方が多数おられても、やはり法曹の人口をふやしていく必要性は変わらないというふうに考えております。

○依田智治君 これだけ多数の隣接法律専門職種がおられるわけでございますので、やはり私は社会的ニーズにこたえるために、法曹を中心として、こういう業種も連携し、一体的な形で充実した法律サービスを提供できるということが重要じゃないかと思えますが、このあたりは何か御研究されておるでしょうか。

○政府委員(山崎潤君) 最近、この隣接法律専門職種と弁護士との関係、どうしても弁護士は法的な問題につきましてもオールマイティーの領域を持つていくわけでございますので、他の職種は部分的に連携をしていくということでございます。その領域というのですか、社会で果たす機能、この現実を見まして、もう少し隣接法律専門職種に範囲を広く認めるべきではないかという議論は十分最近行われるようになってきていくということも承知しております。

しかし、これも長い歴史がございますので、簡単に、議論が出たからどこかで調和ができるといふ事柄でもございませぬ。我々も重大な関心をもちながら今いろいろな検討はしております。それともう一つは、お互いに連携プレーでやろうという側面、これを強調いたしますと、これは確かにお客様とか依頼者のためになるわけでございます。いわゆる総合事務所の発想でございます。それぞれの専門家がそれぞれ別に店を構えているというところでなくて、いわゆる総合サービスの発想でございます。一方所に行けばすべての隣接法律専門職も共同で必要なサービスができるということ、現在、総合事務所方式について法的な問題点とその解決策について検討をせよと

いうことで、行政改革委員会のいわゆる政府の規制緩和計画にも載っております。法務省といたしましては、今年度中に鋭意結論を出していきたいということ、そういう側面では検討をしております。

○依田智治君 これだけ多数の職種があるわけでございますので、総合的に検討して、社会的ニーズによりよくこたえるような制度をぜひ検討していただきたいと思えます。

さて、我が国の裁判というのは極めて長くかかり過ぎていくということ、そういうような点から裁判制度自体に問題があるのかどうか、そのあたりの研究はまた別に譲るとして、弁護士だけじゃなくて裁判官、検察官の数、先ほどお伺いした数でも、裁判官、検察官とも二千人ちょっとというふうなことで、これからのような形の法律的な、必ずしも訴訟がふえるということとはありがたい社会でもないわけですが、そういうニーズに迅速的確にこたえていくということが大変重要だ。

そういう意味からすれば、適正迅速な裁判というわけにいかないようなケースが相当多い。オウムなんかも何年かかるかわからぬというふうなことも聞いておるわけですし、そういう点で裁判官とか検察官の数という面から見た場合に、素人的に考えると何か少ない、足りないような感じがあります。また、少年法の改正問題なんかでも、今いろいろな議論の中で、凶悪な犯罪を起した少年の場合には、的確に事実をいろいろ解明していくためにはやはり検察等が事実の解明のために関与していくことが重要だというふうな議論もなされていくわけですね。

そういう点もいろいろかんがみますと、このあたりの数というのは現在十分足りているのかどうか。もし足りないとしたら、こういう改革の中でやっぱり逐次的な増員と教育というものをやっつて社会的ニーズにこたえていく必要があるんじゃないかと思えますが、このあたりについての法務省の御認識はいかがでございますでしょうか。

○政府委員(山崎潮君) 私の立場からは検察官の問題について申し上げます。

確かに委員御指摘のような裁判の長期化ということがいろいろ上がることにはあるわけでございます。裁判の長期化というのはなかなか複雑な要因を持っておりまして、多種多様なものがあるわけでございます。必ずしもそれがどうとかなかなか明確に言い切ることが難しいわけでございます。ただ、検察官といったしましては、従来から刑事訴訟法の規定等に基づきまして事件の争点の整理を行い、的確な立証に努めているというところでございます。裁判所及び弁護士と協力して公判審理の迅速化に努めてきているところでござい

ます。ただ、最近はやはり大型の汚職事件あるいは組織的な凶悪重大事件、薬害事件等、公判審理の長期化を余儀なくされる事件が相次いでいる状況にございます。その公判審理を迅速に終結させて、適正な科刑を実現するということを可能とするために、最近三年間でございまして、合計で百一人の検事の増員をお願いしてきています。

今後もしも厳しい行財政事情に配慮しながら、犯罪の動向やその業務量の推移等を踏まえまして適切に対処していく必要があると考えているところでございます。

○依田智治君 裁判官の場合は、私の友人なんかは自宅に大量の書類を持ち込んで幾つも事件を抱えて非常に苦労しているというふうなことをよく聞かれますが、裁判が大幅におくれる理由も、やはり担当する者が非常に手薄だということがあるのかどうか。この間、定員法の改正でいろいろ事務官とかその他若干増員はあつたわけですが、このあたりはどのように今認識しておられるのか。

○最高裁判所長官代理者(浜野愷君) お答えいたします。

まず、我が国の裁判の現状の審理期間でございますが、平成八年の地裁の民事第一審の通常訴訟

事件の平均審理期間といえますのは全体で十二カ月でございます。昭和六十年以降短縮化の傾向が見られまして、約七五%の事件は一年以内に終結しているというところでございます。また、刑事事件では、平成八年の地裁の刑事第一審通常事件の平均審理期間は三・二カ月というふうになっておるわけでございます。

裁判が公平かつ適正に行われるために訴訟手続という法的な手続を踏む必要がございますので、裁判に一定の期間を要するといえますのは裁判の本質的なものでございまして、諸外国でも同程度の期間を要しております。我が国の裁判は諸外国と比べてそれほど遜色のない状況にあるというふうに言えると思っております。

ただ、委員御指摘のとおり、一部の事件におきまして審理に長期間を要しているということがございます。例えば、大型の公害訴訟とか薬害訴訟、当事者の関係が多数ございまして争点も多岐にわたるといふ大規模な事件、あるいは専門家の証人尋問を初めとしまして膨大な証拠調べが必要になる、これに伴って訴訟関係人の訴訟準備にも多くの時間を要するというのがございます。特に民事裁判の場合は、当事者主義という訴訟構造を持つことから、審理の迅速化を図るために何よりも当事者の積極的な訴訟活動が重要になってくるというところでございます。

そういう点も踏まえまして、各方面、特に国会の御理解をいただきまして一昨年ようやく国会の御承認をいただきまして新民事訴訟法を制定するに至つたわけでございます。これが本年一月によりやく施行になりましたので、早期争点整理と集中証拠調べというものの定着を図っていききたいというふうに思っております。

委員御指摘の、特に裁判官が忙しかどうかということと裁判官の数の問題を若干触れさせていただきますと、平成三年以降、バブル経済崩壊、経済不況等の影響を受けまして御案内のとおり大都市部を中心に民事事件が急増いたしました。例えば東京地裁におきまして、裁判官一人当たりの

単独事件の手持ち件数が一時二百七十件から二百八十件というふうになった時期がございます。その当時は、やはり民事を担当いたしている裁判官の負担というのは相当重いという状況にございました。

そのような事件の動向を踏まえまして、平成五年から平成九年までの過去五年間に六十四人の裁判官の増員を図つて繁忙な庁に手当てをして振り向けたわけでございます。その結果、東京地裁において現在のところ裁判官一人当たりの民事通常事件の、単独事件でございますが、手持ち件数が先ほどの二百七十から二百八十といいますが二百四十程度に改善されておるわけでございます。

ただ、それならそれでも十分かといえますと、私も十分とは考えておりませんが、大規模な民事を担当する裁判官の実務的な経験やこれまでの私の裁判実務の経験によつても、二百四十件というのはやはりまだ忙しい部類に入ります。二百件そこそこの手持ち件数ですと相当余裕を持って事件が処理できるといふふうに思うところでございます。

今後とも、こうした大規模庁におきます民事事件担当裁判官の負担の軽減を図るためにも、事件の動向等を踏まえながら着実に増員を確保していく必要がある、かように考えている次第でございます。

○依田智治君 平均的に見ると、六十年以後七五%が一年以内に裁判が終結していると。ちょっと一般的認識からするとと相当長かかっているなというところでございまして、改めて認識させていただいたわけですね。

ただ、やはり社会的に注目するような事件、できるだけ早期に解決が欲しいというふうなのが物すごく長かかっている、もう世の中における認識が全くなくなつて薄れちゃつたところに結論が出てくるというふうなのが多いものですから、ちょっとそんな認識を持ったわけですが、一人二百数十件というのは大変な数字だなという感じも

いたしました。ただ、数だけの問題でなくて、全体の裁判の合理化、いろいろの考えの中からもより適正迅速な裁判が確保されるように努力していただく必要もあるし、我々としても認識していく必要があると思っております。

増員の問題はこれで最後になりますが、先ほど説明がありましたが、千人とか千五百人を中期的な目標としてやっていくというようなことですが、これは何年間で倍にするとか、何かそういう具体的な目標があつてやっていると、当面は千人、しばらくはこれで続けようというふうなことなのか。そのあたりについての増員目標というのか基本的考え方というのは、どういう原点に立って千五百なりなんの数字と出しているのか。いろいろ報告書等を読ませていただいても何かちょっとこの理由がないものですから、腰だめのような感じもなきにしもあらず。どういう目標でやっておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(山崎潮君) 昨年十月に法曹三者で合意した内容につきましては、当面の現下喫緊の課題にこたえるために千人体制にするという意思決定が行われたわけでございます。来年につきましてはとりあえずはちょっと経過措置の問題がございまして、八百でございまして、当面千人体制でやるというところでございます。

さらに千五百人をどうするかという問題でございます。私もどなたも申し上げましては、今後の社会の需要等を想定いたしますと、やはり千五百人に増加していくことが必要ではないかということ議論はきちつとやりたいというふうに考えております。

法曹三者で合意されましたのは、やはり千五百人問題はまだ法曹三者で合意はできておりませんが、先ほど申し上げたように、やはり千五百人に増加していくことが必要ではないかという議論はきちつとやりたいというふうに考えております。ただ、人権問題に非常な公的な仕事をいたしますし、依頼者の保護という点を考えますと、ただ人数をふやせばいいということではございません

で、やはりきちっとした教育をした上で質の高い法曹を世に送り出すということが必要になってきているわけでございます。

そこで、千人体制にふやしまして、修習期間も一年半になるわけでございますけれども、この修習の体制を三期分卒業生を送り出すまで、この間、本当にふやしていったときの修習の指導方法、内容等にいろいろ改善すべき点があるかどうか、あるいは受け入れ態勢がどうなっていくか、それとともに社会的法的ニーズがどういうふうになるか、こういうことを検証して、その上で千五百人問題を議論しようというふうになっているわけでございます。

したがって、千五百人問題を今後検討していくということになりますけれども、もっと先の社会的需要とかニーズ、こういうものを的確にかむ方法がなかなか難しいわけでございますので、その先のことについては、現在は全く計画があるという状態ではないということでございます。

○依田智治君 そうしますと、来年は八百だと、その後三年間、まず社会的ニーズ、経済界を初めその他からふやしてくれという要望も強いからとりあえず千人でやってみて、その結果を踏まえて今後どうしていくかを考えよう、こういうことですね。

そこで、この法案の中身ですが、二年の司法研修所における修習期間を半年削って一年六カ月にするということですが、これもふやすために施設、教育、実務修習担当者とかその他、現実に裁判で二百件以上も一人で抱えておるような裁判官、それから検事にしたってそれに対応していくということになってくると、修習生を指導していくということは大変なことで限界があるんだらうと思うんですが、そんなこともあり、期間も短くせざるを得ないという短時間の修習、といった調査室のつくった資料を見ますと、法曹三者の意見で、最高裁は一年間でいいんじゃないか、法務省は一年六カ月だ、日弁連は二年間

は必要だと。現場で一番法律をいろいろやっている弁護士が二年必要だと言っておられる。ちょうど間をとって一年六カ月にしたというふうな感じがないにしてもあらずなんです。

このところは、いろいろ経験を積んできたのでノウハウも長年の中であるから、二年間やってきた研修を前期、後期、中間の実務修習も含めて四分の一削っても十分所期の目的を達せられる、こういうようなことでこうしたとされていますが、このあたりについての法務当局のお考えを伺いたいと思います。

○政府委員(山崎潤君) ただいま御指摘ございました、二年、一年、中間で一年六カ月じゃないかと、決してそういうふうなことで決まったわけではございません。

基本的には、現在の二年間の修習といえますのは、研修所の教育と現地の実務教育に分かれるわけでございます。研修所の教育は前半が四カ月、後半が四カ月というふうになっておりまして、現地の実務修習は四つやるわけでございます。弁護士、民事裁判、刑事裁判、検察とやるわけでございますが、全部四カ月ずつで基本的には動いているわけでございます。その中で、今回の短縮については、それぞれの分野から一カ月ずつを合理化するということになるわけでございます。

一番大きなところはやはり現地の裁判所、検察庁の受け入れの問題でございます。現在は四つの分野について四カ月ずつ行われますので、一年四カ月かかるわけでございます。それが一分分であれば構わないんですけれども、次の期の修習生がまた来るわけでございます。そうなりますと、四カ月分につきましては現地で二期分がダブルという関係になります。弁護士会の方は教える側の人数等は非常に余裕がございますので可能でございますけれども、やはり裁判所なり検察庁につきましては、二期分がダブルということは修習生をふやしていくこととの関係では非常な混乱を生ずることになります。特に一番大事なのは、現地の裁判官なり検察官

が生を事件を通じてマンツーマン的に指導をしていく、これによってよりよく身につくという体制をとっているわけでございます。例えば裁判所でございますと、一人の裁判官に一人の修習生という形を仮にとるといたしますと、その裁判官の数に限定されてしまいます。一人に複数という体制は現在とっておりませんので、そういう関係から受け入れの数はおのずと限定されてまいります。現在は七百名体制でぎりぎりやっているわけでございますけれども、これを千名体制にするといったときにはその受け入れの問題でまずまずということになります。

我々は、質を落とさないで、その上で卒業させなければならぬという命題を負っているわけでございます。そうなりますと、そこで無理をして質を落とすような形は避けるべきであるというふうな考えをたたくわけでございます。そういう点から、ダブルの四カ月はどうしても今後ふやしていく上では削っていたかなければならない、これが第一点でございます。

もう一つは、長年司法修習制度を行っているわけでございますので、研修所におきましてもいろいろ指導上のノウハウが蓄積されております。こういうものを有効に活用する、あるいは時間割りの工夫等さまざまを行うということで、効果的、効率的なカリキュラムを行うことが現段階で十分できるということでございます。そういうことから、一カ月ずつ前期、後期で削っても、合理化を行えば十分の中で現在と質の変わらない修習生を育てることができるといって結論に達したわけでございます。

この点につきましては、その指導に当たります教官あるいは教官のOBという方々にもいろいろ御意見を伺いまして、それでその範囲で十分できるといって確信を得たという点につきまして提案をさせていただきます。こういうことでございます。○依田智治君 いずれにしても、今後それが千五百人になったら今の教育方式では大変だらうな

ということが想像されるわけですが、そのあたりはまたいろいろ司法試験プラス修習制度のあり方というところで根本的に考える必要があるんだという感じがしております。

そこで、法務大臣、これは基本的な問題で私づく感ずるんですが、我が国の司法試験というのは一般的にはやっぱり難しいという認識をしておるわけですね。この資料を見まして、最近、平成八年、九年と非常によくなつて、三年以内の合格者というのが五五%くらいになってきた。ひところはもう十数%なんという時期があったんですが、それが最近三年以内が五五%、それから四、五年の合格者が一六、七%、それ以降の六年以上という方々がそれでもまだ二八、九%という状況になっておるわけですね。合格者の年齢も、最近下がってきたというものの二十六、七歳ということで、大学卒業というものはストレートにいけば二十二歳くらいですから、やはり全般に結構かかる、こういうことを感じるわけですね。

私の個人的なことですが、私なんか司法試験を受けたいなと思つてわざわざ大学の法学部に入ったんですが、運動部の方に熱中していても自信がないというので警察上級に行つたわけですね、もうちょっと楽な試験だったら行つたかも知らぬ、こういう感じがしております。

そこで、アメリカはロースクールという形で、大学卒業したらロースクールへ入って三年やつて、ロースクールへ入るのはそんなに難しくはないというように聞いておるんですが、大卒なりなんなり、例えばこれから公務員が天下りなんという年になって三年くらい法律学校に入つて出直して、経験を生かして活動するということにもこういうロースクールという制度は比較的いい制度じゃないかなという感じがします。試験制度のあり方として、専門家をのぞいて、試験制度が厳しくなる、だれでも入つていけるというように幅広く集めるという制度は検討に値しないかと思つておるんですが、このあたりは専門家

の方でどのように考えておられますか。
○政府委員(山崎潮君) たいだいまも申し上げましたが、千五百人問題を議論していく中で修習のあり方をどうするかということは、現在の千名体制から一・五倍になるわけでございますので、そこはきちっと議論をせざるを得ないだろうというふうな思っております。それはそのとおりでございます。

その中でどういう案が出るかということとは、今のところ余り具体的にいろいろ言われておりませんけれども、やはり典型的な考え方としてロースクール方式というのものが上がっております。基本的に現在の修習のあり方を維持しながら当面やっつけていこうということでございますので、現段階で直ちにロースクール方式をとるといことは今のところ考えられませんが、ただ、今後やはりロースクール方式も司法試験合格者の大幅な増加をするという場合の法曹養成制度のあり方の一つとなり得るものというふうには考えております。

○依田智治君 私、直ちにこういう制度にしるということではなくて、やはり十分検討に値するんじゃないかな。その場合、一体的な考えとして手とり足とり修習するというこの制度、二年を今年度一年半にするにしても、そういうことよりもまず短期間にオリエンテーションのちよつとやって、あとはもうオン・ザ・ジョブ・トレーニングでそれぞれ現場で教育していく。

今度の三者のいろいろな意見の中にも資格取得後の教育に相当重点を置いていく必要があるというように考えられている面もありますが、弁護士、検事、裁判官それぞれについていわゆる資格取得後の教育、特に裁判官の場合は、この前、法務委員長とともに我が法務委員会で司法研修所を視察に行つたんですが、司法修習生の教育コースと別棟で裁判官教育コースというのがちゃんとあつて、裁判官の場合は特に法の最後のとおりとして本当にしっかりと見識と倫理というものも要求

されるわけです。そういう点で、それぞれについて現在の資格取得後の教育はどういうふうか置いてやってみるのか、検事の場合は法務総合研究所というのがあるんですが、そのあたりのかわりやちよつと御報告いただければありがたい。

○政府委員(山崎潮君) たいだいま御指摘のように、いわゆる仕事についてからの研修というのは大変重要でございます。
検察庁について申し上げますと、検事に任官いたしましたして一年間を指導期間としておるわけでございます。任官当初の四月から約二カ月半でございますけれども、法務省に浦安総合センターといふものがございまして、そこを東京地検の双方におきまして実務訓練を含みます総合的、集中的な教育を実施しております。その後、翌年の三月までの約九カ月半でございますけれども、これにつきましては東京地検以外の各地の比較的規模の大きい地方検察庁に配置をいたしまして、現場におきまして具体的な事件処理とか公判の遂行を通じてきめ細かな実地教育と指導を行つておるわけでございまして、これによりまして捜査、公判に關する基本的知識あるいは技術、検事としてのあり方を体得させております。その後も日常の職務の中で上司である検事が具体的な事件処理の指導、決裁等を通じて各検事の経験年数に応じた適切な指導、育成を行つております。

そのほか、もう少し中堅になつたときに、全部ではございませぬけれども、研修を中央で行つて、さまざまな特定な問題あるいはそれ以外の問題も含みまして研修等を通じて不斷の努力をしております。

ちなみに、弁護士会の方はお聞きになられたのかどうかちよつとわかりませぬけれども、これは私直接体験しているわけではございませぬけれども、伺つておるところを若干御披露させていただきます。日弁連におきましてもブロック別の夏期研修とかそれから巡回研修等を行つております。また、日弁連の研修委員会の主

催によつて全国の研修担当者の会議等が実施されているようにございます。また、全国すべてではないようにございますけれども、単位会によつては倫理研修等も行つておるようでございまして、さまざま研修は行つております。

また、弁護士会は、弁護士となつてすぐに独立するといふ方は少ないわけでございまして、共同の事務所に入つてトレーニングをするという例が多いというふうな聞いておりますけれども、そういうような事務所に入りまして先輩の弁護士のいろいろ指導、助言を受けながらトレーニングをしていくという実態にあるようにございます。

○依田智治君 裁判所、お願いします。
○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) お答えいたします。

まず、委員御指摘のオン・ザ・ジョブ・トレーニングの重要性に關する認識の点からお答え申し上げます。

戦後五十年間、司法修習生としての修習が終了いたしますと裁判官、検察官、弁護士になる資格を養成するという法曹養成制度が確立されておるところでございます。そこで、私どもといたしましては、そのような水準に達した場合にはできるだけ早く法曹資格を付与し、権限と責任を伴う立場につかせ、日常執務を通じて技量を磨かせることが適當であるというふうな考えております。実務を通じての教育を充実する方が効果があるという点は委員御指摘のとおりであるというふうな考えております。

そこで、判事補の養成の点でございますが、現在の判事補の養成の仕組みは次のとおりでございます。

判事補任官後、最初の二年間は研さん期間と位置づけられておまして、事件の種類、内容、件数等、それから指導体制などの面を考慮いたしました十三の大庁の裁判所に配置して研さんを積ませておるところでございます。この研さん期間中は合議体における具体的事件の処理を通じて行

オン・ザ・ジョブ・トレーニングを基本としつとつ、さらにこれに集合教育を組み合わせた形をとつております。そして、この研さん終了後は、全国の裁判所に配置して日常の執務の中で裁判官として必要な知識、経験を培わせることを基本としつとつ、あわせて任官後三年目、六年目、十年目という節目に実務能力の向上のため司法研修所において合同の実務研究の機会も設けておるところでございます。

今後とも、国民の負託にこたえ得る裁判官を養成するために努力してまいりたいと考えているところでございます。

○依田智治君 それぞれやはり当初の司法修習というのとはほんの入り口ですから、結局オン・ザ・ジョブ・トレーニングというのは、しかも時代の変化に対応したよりの確かな法律のサービスが提供できる、また法の判断ができる法律家をつくっていくということが重要ですので、今後とも力を入れていただきたいと思います。

あと十分しかなかりましたので、選択科目の問題をちよつとお伺いします。
今回、選択科目というものがなくなつてしまつたんですね。私は司法研修所へ行つたときもちよつと質問したんですが、国際法の時代には国際法は私法も公法もなくなる。これから国、地方の關係とか行政にかかわる国民のいろんなものがあつた時代に行政法もない。民法、商法とやはり多少違つた基本原則等もある労働法もない。なくとも後でしつかりやるからいいんだ、教えるからいいんだという意見もあります。選択科目にもないとなつて、大学へ入つて司法試験をやろうという人は、やはり目もくれず違つた方にウエイトを置いてやるから、こういう方面に疎い人が多くなるんじゃないかな。

しかし、法律というのは基本ができていればあとは自分で勉強すればいいんだ、こういう意見もあるわけですが、特に行政法をなくしてしまうとか、国際的な時代に国際法がない。このあたりをなくした理由と、それから視察の際に司法研修所

等で十分補うからというような説明もあつたわけですが、本当にできるんですか。そのあたりをちよつとお伺いしたいと思います。

○政府委員(山崎潮君) ただいま御指摘のとおり、行政法、労働法等の選択科目は廃止することを予定しております。どうしてこういうふうにしなかつたかということになります。

私どもも法律選択科目が重要な科目であるということとは認識はしております。ただ、これからの世の中を見ていった場合に、法曹というのほさまざまな分野で活躍することが求められるわけでございます。その場合に、その中心となるコアである裁判、その裁判の手續、それも民事裁判手續、刑事裁判手續、双方も一応きちつとできるという基礎があつた上で広い視野を持つて活動するということが必要にならうかと思つております。その中心がぐらついたまま広がっていくというのは、必ずしも正しいあり方ではないと考へたわけでございます。

そうなりますと、どうしても民事訴訟法と刑事訴訟法は、現在片方いいということになつておられますけれども、これは最低限のものとして今後の社会ではきちつとやつておいていただく必要があるということ、その両方を必須化いたしました。それ以外の必須科目が憲法、民法、刑法、商法とあります。民事訴訟法、刑事訴訟法ということになりますと六科目になるわけでございます。では、それを除いた現在の法律選択科目となつていふものを加えるかということも考へたわけでございます。従来からなかなか受かりにくい試験の大きな負担になるというふうに考へたわけでございます。御指摘もいろいろございました。そういうところから、そんなに難しくなく、努力すればどうにか受かる試験であるというところに導きたいということで、法務省もいろいろ施策をしてきたわけでございます。

その観点から、平成三年に、前に一般教養科目、政治学とか経済学とか会計学とか、そういう

のがありましたけれども、その点につきましては受験生の負担になるということから科目を削除したわけでございます。そういう流れにあるところにもう一科目を加えるということは、やはり従来の流れからいって受験生の負担になるということで、やむを得ず廃止するという選択をしたわけでございます。

もう一点、ではそれでどうするか。確かにこれからそういう科目も必要になつてくるわけでございますけれども、私どももいたしましては、民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎をしっかりと、その上でそこがきちつと固まれば余裕も出てくるだろう。それから、基礎をしっかりと応用力がかなりつくはずであるということから、研修所においてこのような選択科目につきまして修習生に目を向けてもらうということから、基礎的な情報を教える、こういうカリキュラムを予定して今回の改正案を策定したわけでございます。

具体的な内容につきましては、司法研修所の教官会議がございますので、その中で決められていくというふうにお承知しておりますけれども、私どももいたしましてこの趣旨が生かされるように最高裁の方にもお願いしているところでございます。

○依田智治君 私、行政法、労働法、国際法、いずれも極めて重要な分野だと思つております。

これは膨大な数の法律になるわけですから、こんなものを全部教えたつて意味がないわけですので、それぞれ行政法の基本、労働法の基本精神、国際法の国内法と違つるところという勘どころをきちつと研修所で教えていただく、そういうカリキュラムをぜひやつて、落ちないようになつてその点を特にお願ひしておきます。最後に、法務大臣、きょういろいろ質問しましたが、これから国民の法的ニーズにこたへながら、適切な数の法曹人口を養成し、また質の高い法曹関係者を養成していくことが大変重要だと思つております。

今後、司法試験科目のあり方を初め、司法制度

のあり方、こういうものについて法務省としての取り組んでいく決意というか考え方を最後にお伺ひして、私の質問を終わりたいと思つております。

○国務大臣(下福兼吉君) 今回御審議いただいた内容でございますが、法曹に直接関係の深い内容でございます。政府委員からいろいろ説明がございましたように、法曹三者、学識経験者等々の意見も踏まえてこのような結論に相なつたわけでございます。

いろいろ御指摘がございましたが、法曹人口がもつとふえるべきであるという議論がともとあるわけでございます。社会のニーズがいよいよ多くなつてきているわけでございます。またそのことも予想されるわけでございます。質の高い立派な法曹をたくさん備へることが今後の厳しい社会、特に国際化の進む社会に対応するためにどうしても必要だと思つて、このような制度の確立を契機といたしまして、私どももいたしましては法曹の体制の充実、その健全な運営というふうなものに努めてまいりたい、このように思つております。

○依田智治君 終わります。

○角田義一君 法案に入る前に二つほどお尋ねをしておきたいことがございます。

まず官房長にお尋ねいたしますが、昨日の幾つかの夕刊紙に、大蔵接待に元検事と。出向中の三年間にわたつて数回の接待を野村証券から受けておつたことが十五日わかつたということ、一連の記事が載つてございます。私は、今回の大蔵汚職あるいは日銀の問題等々、検察は今の非常に難しい局面を、まさに大臣の言葉をかりれば、法と証拠に基づいてきちつと踏み込んで頑張つておるのと。国民の検察に対する期待というものは、いつとき金丸さんの二十万の罰金で地に落ちましたけれども、大分回復されておるんじゃないかというふうにも高く評価しておるんですが、こういうものがぼんやりと出ることによつて、事実関係というものをはつきり把握しないと、国民の印象とすると検察官おま

えもかというふうな印象を持たれるということが恐ろしいと私は思つております。

したがつて、一つはこの辺の事実関係について官房長としてどういふふうに把握しておるかということ。はつきり申し上げて、こういうことはやつぱり申すことですね。検察も改めて網紀をきちつと締めるということが私は大切じゃないかというふうにも思つておるんですが、まず官房長から事実関係についてお答えをいただき、その上で大臣から所信を聞きたいと思つております。

○政府委員(但木敏一君) 委員御指摘の件でございますが、東京地検から証券取引等監視委員会に出向しております検事が野村証券から接待を受けたことはあるというふうにお承知しております。

この件につきましては、委員御指摘のとおり、本来極めて慎重な態度をとるべき検察官にかかわることでございますので、法務省といたしましてはきちつとした調査をすべきものと考へておられます。現在、そうした姿勢で詳細について調査を続行しているところでございます。

○角田義一君 大臣の前にちよつと。

官房長にお尋ねいたしますけれども、調査して、調査した後どうするかということ、これだけ世間様に出たことですから、やはりきちつと世間様にそのまんまつを明らかにする必要があると私は思つておる。これを調査してほつたかぶりするといふんじやなくて、やつぱりそこはきちつと世間様に明らかにする必要がある。それがかえつて検察の信頼を取り戻すことになると思つておる。○政府委員(但木敏一君) 委員御指摘のとおり、検察に対する信頼というのは極めて重要な問題でございますので、調査の結果、法務当局がこれに對してどういふスタンスを持つて考へたか、また、どのような対応をするか、これにつきましては国民の批判にたえらるる対応をとりたいというふうにも思つておられます。

○角田義一君 大臣、一言。

○國務大臣(下稱葉耕吉君) 昨年来、総会屋問題から始まりまして金融關係あるいは大藏關係、日銀關係、いろいろ檢察が地道に仕事を進めて今日まで来たわけでございます。私は、檢察を信頼しているということをお聞き申しております。それと同時に、こういうふうな段階になればただけ國民の檢察に対する信頼というのは非常に期待が高くなる。それだけに自衛自戒して厳しく、そして仕事は淡々と、それこそ法と証拠に基づいて仕事をやってほしいというふうなことをかねがね申し上げておられますし、またそういうふうな気持ちでなければならぬ、このように思います。

○角田義一君 刑事局長にお尋ねいたします。けさの新聞を見て私もびっくり仰天したんですけれども、「大藏上層部六人、大手銀が接待 金融部門の要職歴任」ということで、六名のいわば大藏省の高級官僚が、びっくりするようなことですね。名前はちよつと言うのもかわいそうだから言いませんけれども、ある人は接待額が六百八十万円で接待回数八十回、ある審議官は接待額五百万円、ある局長は四百七十万円、百五十回、ある参事官は四百二十万円、百五十回、あつと二人、三百七十万円、百三十回。五年間で上げられるような、仮に五年間で百八十回という一年間で三十回、一月三回くらいお世話になつてゐるという勘定です。

これは檢察当局とすると、こういう記事が出て、まず聞きたいのはこの記事に関心を持つか持たないかということだ。檢察当局、どうですか。○政府委員(原田明夫君) 檢察当局におきましては、一連の捜査と申しますかさまざまな檢察活動を行つてゐる場合に、さまざまな報道をなされ、また広く論議されてゐるということについては、

檢察当局としての関心は当然持ちながら仕事をやるということはあることであると考えております。

○角田義一君 この記事がどこから出たかという問題はさておいて、私は檢察から出たとは思わないので、今大藏が一生懸命内部調査をやつてゐるのでそのあたりから出たのかどうかわかりませんが、出どころはここで詮索しません。

しかし、この金額は逮捕され起訴された人たちの金額とは余り変わらない。ただ問題は、果たしてそれが刑事事件として成り立つか成り立たないか、職務権限との關係とか、いろいろ微妙な難しい問題があると思ふんです。しかし、私は、檢察はこれだけのことが世間に、表に出た以上、無関係でほつかりはできないと思ふんです。これに對して果たして刑事的に成立するかしらないか、やつぱりこれはきちつとやるべきことはやらないと、うやむやのうちにこれが葬り去られたということでは、ここまでやってきた檢察の努力といふものが九割の功を一策に欠くということになりはしないかといふふうになつてゐると思ふんです。どう思ひますか。

○政府委員(原田明夫君) 一般論ということでは申し上げることをお許しただければと存じます。が、檢察は報道があるなしにかかわらず、一連の事象につきまして、事実關係を証拠に基づいて確定した上で、法に基づきこれを取り上げるべきであるといふふうな考へるものについては従来から適切に對應してきたと思ひますし、今後ともそれらについてはそのような立場から適正に對應していくものと考えております。

○角田義一君 ここまででしよう、こつちが聞くこともあなたが答へることも。しつかり國民の期待に沿うようにやつてくださいということだけお願いして、局長どうぞ、結構です。

それで、今回の法律の問題について入つてまいりたいと思ひますが、まず司法試験の科目の問題でありませうけれども、先ほど依田先生からお尋ねがございました。民事訴訟法、刑事訴訟法はか

つては選択になつておりました。これが両方とも必須科目になる。私は、先ほどの山崎さんのお答えと同感なんですけれども、やつぱり法曹として一人前になつていくためには刑訴、民訴の手続、実体法だけわかつておつてもしょうがないんです。よ、実体法が現実はどういうふうになつていくかといふことで手続法というのは猛烈に大事だと私は思ひます。

それから、手続法は手続法の立派な法理のもとにあるわけで、そのところの勉強をきちつとして両方とも必須科目にしたということは、私はそれはそれで非常に結構なことだといふふうな思つておられます。ただ、それによつて受験生の負担が重くなるんじゃないかといふような意見も一方ではあるわけでありまして、その辺はどのように考へておられますか。

○政府委員(山崎瀧君) 私の経験でも、訴訟法はややなじみにくいところがある、勉強したての者についてはそういう感があるといふことは否定できないと思ひます。これが二つになるといふことで、その負担は必ずしも軽いと云へないかも知れません。ただ、ここで両訴をきちつとやつていただくという意味は、両者をやることによつて共通する部分もあるわけでございまして、非常に理解がしやすくなるという面が一つございまして、それから、民訴、刑訴で手続が全然違ふ場面もかなりあるわけでございまして、それはそれぞれの特質を踏まえてやつてゐることでございまして、そうなりますとその双方を比較することによつてどうして違ふのかといふところの理解もよりよくできるようなことになるから、若干の努力はしていただかなければならないと思ひますけれども、将来にとつては大変にいいことだといふ理解をしてゐるところでございまして。

○角田義一君 先ほど依田先生からお尋ねがありましたけれども、選択科目を全部なくしてしまつたということについては、特に大学教授の皆さんの意見といふのは非常に厳しい御批判が多いように思われまふ。

私どもの調査室でつくつてくれた「法案に対する意見等」といふのを見ますと、例を挙げて恐縮でございますけれども、例えば平成十年二月十七日の朝日新聞の「論壇」に、阿部先生は、神戸大学の教授でございまして、行政法についてこう言つておられます。幾つかありますけれども、「司法試験で行政法を廃止すれば、裁判官、弁護士と、国の行政官との知識経験の差は格段に大きくなる。行政法は「民事法とは原理を異にするため、法曹になつてからでは、簡単には修得できない。行政法に精通した法曹はますます減少し、行政訴訟の提起数も減つて、行政法を学ぶ法曹が一層減少するといふ悪循環に陥る。」

こういうことで、しかも例を挙げてこう言つておられます。「日本の行政は、行政指導、裁量行政にも見られるように不透明であり、しばしば恣意的でもあつた。それなのに、行政を監視するための行政訴訟は先進国と比較して非常に少ない。例えば、人口比に換算するとドイツの三百五十分の一にすぎず、しかも原告勝訴率が低い。行政訴訟はやるだけムダに、こういう現状だ。それから、国側は多くの立法作業に携わつておるから、「国側の代理人である法務省訟務局の検事が非常に詳しい」。必ずしも弁護士や裁判官は精通してゐない。

こういう形で、裁判所が最終的にはやつぱり行政のチェックもしなきゃならぬ面もある。国会もしなきゃならぬけれども、国会は国会でのやり方があるけれども、國民の権利をもし行政が侵した場合には、個々具体的にそれを救済するのはやつぱり最終的には裁判所だといふことをいろいろ考へたときに、この行政法といふものがなくなる。

さらに、連合の方からも、ちよつと後で申すけれども、労働法も選択科目から削られる。労働法といふのは、もう釈迦に説法でございまして、全然また違つた法理で、この前も予算委員会が伊吹労働大臣が共産党のたしか吉川先生に大分やられて

じゃ困る、あの程度の認識しか持っていない労働大臣じゃ、これはとてもじゃないけれども。労働法というのはいくらも全然違う。この資本主義社会の中で、釈迦に説法ですけれども、ほっておけばもう弱肉強食になって弱者はどんどんいじめられるわけで、それを労働者が団結して資本家と闘うわけですから、全然法理が違うわけですよ、民法の単純な契約とは違うんです。

変な話だけれどもそういう労働法の魂というよなものもをきちっと学校で教えてもらわぬといけない。これは教えて、しかも司法試験で選択科目としてあることによつて、私は労働事件を担当する立派な裁判官あるいは弁護士、そういうようなものができてくると思つて、これまた全部切られると。それから、今日の倒産がたかさんある中で破産法もなくなつてくる。さらに、オウム事件のようないろいろな難しい刑事事件がいっぱい出てくるときに刑事政策もない。

こういう形になりますと、確かに法曹三者でまとめて、いろいろ意見を聞いて、そしてこれはもう全部廃止してしまつて民訴と刑訴だけでいい。これはプロ集団としては私はそれでいいように思つてます。私もプロ集団の一人ですけれども、例えば国会議員という立場で皆さんの意見を聞くともっともだなどという感じも強いんですよ。本当にこれは全部を外してしまつていいのかなという懸念を私は持つてゐる。

弁護士の一員としては三者で協議したから賛成しないわけにいかないかもしれないけれども、国会議員とすると必ずしも簡単に賛成できないんじゃないかというように一晩考へて思つたぐらゐ、やっぱりこの選択科目を全部廃止したというのには私は深刻な問題を提起していると思つて居るけれども、どうですか、山崎さんもう一遍。

○政府委員(山崎清) ただいま委員御指摘のよ様に、学者からさまざまな指摘があるということに重々承知しております。いろいろ御指摘はございます。私どもも、行政法、労働法、国際関係の法律あるいは刑事政策、これが大事だということ

は認識しております。

それで、それじゃどこでどういうふうにするのの理解していくかという役割の問題にまず一つ基本的にはなるんだらうと思つて。確かに、司法試験の選択科目から外すということになると、それだけ勉強をしない人、その科目をやらぬ人が出てくるということにはなるんですけれども、ただ、大部分の人たちは法学部から司法試験を受けているわけですので、法学部を卒業するために司法試験の科目にあるものだけをやつていただけでは卒業できないわけですので、そういう意味では多くの法律について接するチャンスがあるわけでございます。

大学の方も司法試験にあるからということではなくて、まず大学の方の努力としても、そういうことに魅力のある授業にしたいだきたいという点がまず第一点でございます。

それから、今回のものにつきましては、先ほどやむを得ず法律選択科目を廃止したということも申し上げました。それにかわる措置といたしまして、研修所で民事訴訟法、刑事訴訟法の基礎を万全にした上、精神的余裕を持ちながらそこで基本的情報を教えていくということも申し上げているわけでございます。

私は長年この立法作業に関係しておりますけれども、知らない法律の問題をしよつちやう問われるわけでございますが、それはかなり種類が違つたものであつても、基本的な考え方を少しそこから応用していく、視点をのみ込みながら変えていくということでもかかたりのものは対処できるというふうに思つて居るわけでございます。そういう点は私は共通するものではないかというふうに考えているところでございます。

また、それぞれ試験科目を受けますけれども、受ける人たちはそれを選択いたしますからごく一部になるわけでございますが、これを研修所で情報提供をきちつとやることになりまして、合格をいたしました千人なら千人が全員聞くとということになるわけでございますので、かえつて私は輪は

広がるというふうには理解しております。

それから、先ほどの新聞記事で言われております行政法の関係でございますけれども、裁判官が行政法に弱くなるという御指摘もございまして、しかし、現実に裁判の現場を見てみますと、行政訴訟をやる人が必ずしも司法試験で行政法をとつていないと限りません。とつていない人の方が多いのかもしれない。しかしながら、実務についで、その事件について誠心誠意やつていくという中で相当な力をつけて適切な裁判を行っているという現状にございまして。

ですから、司法試験の科目を廃止したということとは非常に残念ではございますけれども、それがすべてだという形ではないのではないかとこのように理解はしております。

○角田義一君 その問題をもうちょっと議論したいんですけれども、この調査室でつくつてくれた資料を見ると、これもちよつとびっくりしたんだけれども、青山という東京大学の教授の「ジュリスト」に載つて居る論文の最後の方に、今度の司法試験のいわば選択科目をなくすことについて、大学の法学部の意見を正式に聞いていない、手続上の問題が大きい、前回の例の財政法とか政治学とかというのをなくしたときよりも一層大学教育に深刻な影響をもたらす改正であるのに、どの大

学もこの意見照会を受けていないと。それから、前は基本的合意を受けて法制審議会と司法制度部会が設けられて、そこで大学関係者の意見を聞く場が設けられたのに、今回はそれもなかった、不意打ちだ。激しく反発しているのは、内容のほかに手続によるところが大きい、そのことを法案提出当局が理解すべきである、こう書いてある。これを見て、私もプロ集団の一人であるけれども、プロ集団、三者がちよつとおこつたのではないかなと率直に私は反省しているんです。こういうことを言うのは、国会しか言うところがないからあえてこれは言わせてもらう。

やっぱり手続というのは本当に大事なんです、手続論というのは。本当に大事なんです。

内容がよければあんなものはどうせ聞かなくていいという問題じゃないんだ。そんな乱暴なことを言つちやだめなんだ。丁寧にここまでやつぱりきちつとやらなきゃいけないかつたんじゃないですか。

ことしの受験生から今言つた必須科目に全部してやらなきゃならぬという切迫したあれはないんじゃないのか。要するに、大学の先生の意見を十分聞いて、それから今あなたが言つて居るようないろいろなアイデアを取り入れるということを正式な場で合意を得ながら、なくすならなくすという非常に丁寧な手続をやつぱりやらなきゃいけないかつたんじゃないですか。これはどうですか。

○政府委員(山崎清) ただいまのような御批判があることを承知しております。そういう主張からいえば、十分であつたかと言われると、必ずしもそうではなかつたという感じはいたします。

ただ、これにはいろいろ道行きがございまして、若干御説明をさせていただきますと思つて、この問題につきましては、先ほども申し上げましたが、平成三年から設けられました法曹養成制度等改革協議会というものがございまして。これは四年半ぐらいにわたつて行われたものですが、この中で、法曹人口をふやしていくという関係の小委員会と、それから試験制度をどうするかという小委員会、二つに分かれて相対的な議論をしたわけでございます。実は行政法の学者、それから労働法の学者もその委員の中に入つております。

それで、長年議論をしたわけでございますけれども、もちろんそれを廃止していいのかわかるといふ見もございまして。ゼロだということではございませんけれども、多数の意見はやはり廃止するのでもやむなしという結論であつたわけでございます。

こういう議論を踏まえて、改革協会の意見書につきましては、民事訴訟法と刑事訴訟法を必須化するということも主眼に挙がっております。その理由の中で、やはり法律選択科目を廃止していくと

ということが多数意見であったということも記載されております。

それで、この改革協のメンバーにつきましては、こういう学者だけではございませんで、もちろん経済界の人、マスコミの人、それから行政法、労働法以外の学者の方とか、そのほか有識者を集めて議論したわけでございます。

そういう中で、私どもとしては、もうそういう主題は上って十分議論はした、その延長線上で三者協を持ったわけでございます。三者協の中でも、途中で法務省の中間案とか、マスコミの記事等かなり出ていたわけでございまして、この論点については十分周知しているというふうに理解しております。

また、司法試験の運用の關係の司法試験管理委員会の中で制度の運用をする小委員会がございまして、その中でもこの議論をずっと続けておりまして、それから個別には大学の先生方にも意見を聴取して、やむなしという大体結論を得ていたわけでございます。

それで、この問題が法曹三者で合意された後、司法試験の審査委員会が開かれて、そこで法務当局からこの法律選択科目が廃止されるというところも報告しております。しかし、その段階でも御意見はなかったという状況でございまして、私どもとしましては、長年議論を行って、それである程度御理解は得ているという心証がございましたので、こういうような選択をして法案として御提出をさせていただいた、こういう経緯にございまして。

○角田義一君 道筋はそれなりの理解はしましたけれども、別に東京大学が悪いと思わないけれども、東京大学を出た人が悪いことばかりをこのころから、私は一遍東京大学の総長を国会へ呼んで、どういう教育をしているのか聞いてみたいと思うけれども、それはこっちにおいて、いずれにしてもこの先生が「ジュリスト」にこういうことを提起しているわけです。これはやっぱり私どもとすれば、一体実際はどうだったのかということ

とと、それから少なくともこういう批判を受けな程度オープンな、例えば各大学にアンケートを全部とって集約してみるとか、いろいろな工夫をやった上ですべきではなかったかと思っております。万全とはやっぱり山崎さんと言えないだろう、開き直るほどのことでもないだろう、どうですか。

○政府委員(山崎潮君) 確かに御指摘の点、もう一度改めてやるという選択をすれば万全であったというふうには私は今思っておりますけれども、この關係では私どもとしては実質上ほとんどその声がなかったというのが正しいところでございまして、やはり理解が得られていないというふうに思っております。

ただ、今後またこういう問題、いずれこの法曹養成問題、試験を含めたいろんな問題が法曹に課せられてくると思っております。そういう議論をするときにこのようなことのないように我々としても細心の注意を払って、手続はきちっと履践してやっていきたいというふうに反省はしております。

○角田義一君 この問題について一言最後に要望しておきますけれども、先ほど依田先生からもお話があったとおり、行政法、労働法、刑事政策、破産等は非常に法曹として大事な勉強科目でもあるし、広く一般的なものも認識しておく必要があると私は思っています。したがって、研修所へ入ったら、これは最高裁の方になると思うんだけれども、その辺をよく心得てきちっとやっていただきたいと思っております。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 法曹三者では、社会に対する広い視野を持ち、高い見識と柔軟な思考力を備えた二十一世紀を担うにふさわしい法曹を養成するために、司法修習の内容及び方法について工夫と配慮を行うということで合意いたしました。司法研修所における前期修習及び後期修習において現実の社会に存在する多様な法的ニーズについての基本的情報を提供するという

ところで、この合意の趣旨を踏まえまして、司法修習生に対しては労働法関係をも含め多様な法的ニーズについての基本的情報を提供するため、充実したカリキュラムを組むべく、現在、司法研修所の裁判官教育、検察官教育及び弁護士教育から成る教官会議で検討中でございます。

なお、一言御説明させていただきますと、現在、司法修習生のうち両訴訟法を選択している者は一割程度にすぎません。過去においては教員、二、三十人という実情がございました。両訴訟法を受けた者は、そういう実情にございまして、現在、九割程度の司法修習生に対しては、司法試験において選択しなかつた訴訟科目について合格者と同程度のレベルにまで引き上げるための補習というものをやっているのが実情でございます。

こういう手当てを講じているわけであります。が、両訴訟法を必須化したしますと、こうした時間、現実の社会に存在する多様な法的ニーズについての基本的情報を提供し、または法曹としての識見、法曹倫理等の修得を図るようなカリキュラムに振り分けることができるというところは御理解いただきたいと思います。

なお、労働法、行政法の関係でも、これを選択して合格した人は毎年六、七割、数十人です。それ以外の人は要するに司法試験を受けていないので研修所に来ておりますが、こういう人たちは今までは大学教育なり司法修習なりあるいは実務についてからの段階でそうした分野に関する知識を修得するために努力していたというのが実情でございます。今度は法曹になる人全員について少なくとも基本的な点は修得していただく、この方がむしろ国民の負担にたえることになるのではないかと考えているところでございます。

○角田義一君 次の問題に移りますけれども、今度の裁判所法の一部を改正する法律案を見ますと、いわば実務修習といましようか司法研修所のもとで教育を受けるのが二年から一年半に短縮されるわけですね。これは大問題だったと思いま

私は、原則論を言えば、やっぱり二年というものは維持すべきだと思っております。二年が一年半になったのが財政的な事情、金がかかるということが最大の理由でございまして、これは私はゆゆしいことだと思っております。

これは最高裁判所も検察庁もあるいは弁護士会も挙げて三者がやっぱり必要な予算獲得のために熾烈な運動をしなければなりません。余り私はその聞かないな、言っちゃ悪いが、二年を維持したいから金をいっぱい頑張つてとてくれというようなことを。大体法務というのは族議員がい非常に高尚な委員会ですから思ってもいいけれども。

それはどうなんです、ざつぱらんなところ。財政的な理由で二年が一年半になったというんだつたら、これは私はゆゆしい問題だと思っております。そういう認識でやられたんじやたまらないなと思うんだけれども、どうですか。

○政府委員(山崎潮君) 法務の方からお答えするのが適当なかどうか、これは裁判所の予算でございまして、一応のことをお答えしてから最高裁の方にお答えいただきたいと思います。この三者協におきましてもそういう視点から議論をした記憶は全くございません。

やはり大量の修習生、合格者をふやしていかなければならない、それが従来からずっと課題であったわけでございまして、もとをただせばもう十年以上議論をしてきたわけでございまして。ますます法的ニーズが高まっている中で、法曹としてとにかく早く多くの法律家を輩出しなければならぬ議論をしたわけでございまして、先ほども申し上げたかもしれませんが、やはりその質を落とすわけにはいかぬ。やはり実務修習でマンツーマンシステムを守りながらどうやって多くの人たちが受け入れられるか、そういう観点から検討していった結果、実務修習時において二期分ダブるということでございます。これが大変大きな問題になるわけでございまして、マンツーマンシ

システムを守りながら二期分を受けるということは現在の体制の中ではなかなか難しい。

体制というのは、もちろん物的な問題もござい
ますが、教える側もただ裁判官であればだれでも
いいというわけにはまいりません。ある程度指導
力を持った者がきちっとやらなきゃいかぬわけで
ございまして、そうなりますと、日常いろいろ
業務をやっているわけでございます。そういう中
でどれだけきちっと手が割れるかという問題にも
なります。それから、検察庁にいたしても同じ
でございます。やはり指導官として教育をする
ということについてはそれなりの中堅の資質の
高い検察官に教えてもらわなきゃならぬわけで
ございます。そういう点を考えますと、やっぱり教
え手の体制、これもすぐにはたくさんの方を育て
上げるというのは難しいわけです。

しかしながら、現下喫緊の課題としてふやさ
ざるを得ない。その点、両者を満たすという政策を
非常に悩んだわけでございますけれども、そのた
めにはどうしてもやはり実務修習のダブりの四カ
月間は減らさざるを得ない、こういう結論に達し
たわけでございます。

あと、前後期の修習につきましては、先ほど最
高裁の方からも御答弁がありましたけれども、い
ろいろな合理化、それから両所必須でなかった状
況でかなりほかのところエネルギーを使ってい
た、そういうものは減ってくる。そういうような
合理化を図れば、前後期一カ月ずつ短縮してもそ
の中で十分新しい理念を教えることができる
中で、こういう結論に達したわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 私どもと
いたしましては、司法修習生の養成をして、国民
の負託にこたえ得る法曹のレベルを持つていくと
いうことが一番重要であるというふうに考えてい
たところでございまして、そこで法曹三者で協議
いたしました結果、これまでの指導上のノウハウ
の活用でありますとか時間割り編成の工夫等をい
たしますと効果的、効率的なカリキュラムを編成
することも可能になりまして、一年六カ月の修習

期間で十分国民の負託にこたえ得る水準を充足す
る法曹を養成することが可能であるという結論に
達して、一年六カ月案を提案しているところござ
います。

最高裁判所といたしましては、法曹養成のため
に必要であるということであれば、予算について
十分要求していきたいという基本的な姿勢を持っ
ているところでございます。今回の一年六カ月案
に至った原因が財政上の理由ではないということ
を申し上げたいと思っております。

○角田義一君 建前としては素直に聞かなくては
ならないのかなという気持ちもしますが、私は必
ずしもそうではないんじゃないかという気もしま
す。

そこでお尋ねしますけれども、今まで二年で
やっていたものを一年六カ月でやるわけですか
ら、局長は今までのノウハウを活用すれば一年六
カ月に十分だという御答弁のようだが、それでは
その半年というものの埋め合わせというのを法
曹三者は何も考えないわけですか。やっぱりしか
べき方策を考えているんじゃないんですか、半
年間短縮されたことを補うものを。もう今は一年
六カ月に全部やってしまおうから何もやらないん
だと、弁護士会もやることないし、裁判官がやるこ
ともない、検察官も何もやることがないというふ
うにドライに割り切っちゃっていいんでしょ
うか。それとも、それは一つの課題として三者協
中では出ているんじゃないんですか、どうなん
でしようか。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 法曹にと
りましては、国民の負託にこたえるために日々研
さんが必要でありまして、一年六カ月の修習が終
った後の継続教育の重要性ということも三者
協議でも合意されているところであります。そ
の点はこれから法曹三者が力を入れていかなけ
ればならない問題であるというふうに認識してい
るところでございます。

それから、この法案が通って、ことしの五月か
らやられる試験は合格者を何人ぐらひ予定してい
るんですか。

○政府委員(山崎潤君) ことし五月十日に短答式
の試験が実施される予定でございますが、最終的
には司法試験管理委員会が決まることになりま
すけれども、予定といたしましては約八百人程度を
予定しております。

○角田義一君 丙案、丙案と世間で言うのは、弁
護士会が丙案と言っているもので、正式には別枠と
言うんですか、その辺のシステムを簡単に説明し
てください。

○政府委員(山崎潤君) 正式には合格枠制と言っ
ております。
この導入につきましては、平成三年の法律改正
で制度としては導入されました。法曹三者の合意
に基づきまして、ある一定の基準値を設けまし
て、初回受験から三回以内あるいは五回以内の合
格者がどの程度の水準に達するかということと五
年間検証を経たわけでございます。

しかしながら、初回から三回以内、五回以内の
合格者の伸びが合意した基準値に達しないとい
うことから、合格枠制につきましては、制度として
できていたわけですが、検証を経ていたわ
けでございます。検証の結果、その合意の基準
に達しないということから今度実施をされたわけ
でございます。

この実施をされましたのが平成八年度の試験と
平成九年度の試験の二回でございます。この結果
につきましては、例えば一番受験回数が多かった
平成元年でございますけれども、これで六・六
六六六がかわっているということでございます。こ
れけれども、平成八年、九年、この二年間のデー
タによりますと、平成八年度が四・五二年、平成九
年につきましては四・四二年ということ、その
受験回数に相当改善が見られる、そういう効果が
あらわれているわけでございます。

そして、この両者の試験の結果を総合して考え
ますと、合格枠制を導入したことによりまして優
秀な人材が従来以上に司法試験を目指すという効
果があらわれて、初回受験から三回、五回の人た
ちの合格のパーセンテージもかなり上がってきて
いるわけでございます。これは合格枠制以外に一
般枠があるわけでございますが、この一般枠の中
の初回受験から三回以内、五回以内の人たちの
パーセンテージも上がってきているという状況で
ございまして、やはり受かりやすい、昔ほど難
関の試験ではなくなったというイメージが浸透
いたしました。優秀な人材がかなり受けるよう
なってきたという効果があるかと思っております。そ
ういう相乗効果があるかと思っております。

また、申請者の数を見ましても、その丙案を導
入して二万五千人台から二万七千人台に上りまし
て、ことしは三万人を突破するという状況にござ
いまして、非常に多数の受験者があるいは大学がこ
の合格枠制について積極的な評価をしているとい
う状況にございます。

○角田義一君 調査室でつくってくれた資料を見
ますと、平成八年では三年以内と四、五年以内
を加えた人が七〇％近くになっております。それ
から、平成九年もやっぱり七〇％を超えているん
じゃないんですか。

こういうふうになってきますと、その制度が定
着してきたと言えは言えるのかも知れませんが、
いずれにしても、別枠であれ、通常であれ、これ
だけ改善をしていくということになると丙案とい
うものをいつまでもやっていていいのかどうかと
いう問題が当然出てくるでしょう、問われてくる
でしょう。こういうある程度実績を見てくれば、
そろそろ廃止してもいいんじゃないのかなという
ような議論が当然出てくると思うんです。ここ
ら辺はどうなるんですか。

○政府委員(山崎潤君) 今、データの御紹介がご
ざいました。確かにそういうような効果があらわ
れていることは間違いないと思っております。この点につ
きまして日弁連の方から、そういう効果があらわ

はお金がかかるし期間がかかる、それよりもっと手取り早く何とか解決する方法があるんじゃないかならうかというふうなところに総会屋が介在したり暴力団が介在したりする。

だから、そういうふうなことはない社会、今遠くで高く長いというのを申し上げましたが、逆に言うとき近く短くということにならうかと思うんです。その辺のところを指すのが私は法曹のあるべき姿だと思いますし、その一環として今回のこのふうな改正をお願いします、みんな気持を合せて、今申し上げました国民のためになる社会正義を実現するというのを基礎にした法曹の確立に一生懸命努力してまいりたい、このように思います。

○角田義一君 終わります。

○委員長(武田節子君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時まで休憩いたします。

正午休憩

午後一時開会

○委員長(武田節子君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、裁判所法の一部を改正する法律案及び司法試験法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○大森礼子君 公明の大森礼子です。

質問いたします。まず最初に、検察庁、法務省の方にお尋ねいたします。

今回の改正案の流れのもとになった法曹養成制度改革というのは、昭和六十二年四月に法務省が法曹基本問題懇談会を発足させたことから始まっていると認識しております。それから規制緩和等いろいろな問題も生ずるわけですが、行政改革委員会規制緩和小委員会の意見は平成七年以降に出てきたものというふうには認識しております。この昭和六十二年という年ですけれども、実は

この年に私は検事任官したわけでありまして、当時の状況を非常によく覚えております。当時は検事の任官数の減少が非常に問題となっておりまして、そのころ出た雑誌の中には、「六十二年少し増えたのよ」、これは検事任官者数ということですが、「六十二年少し増えたのよ」、従来は歯牙にもかけなかった女性を採用して、員数合わせをしたにすぎない。こう書かれました、私も、そうか、私は検事の歯牙にかかったのが、そんなことあるはずがないと思つたことがあるわけですが、当時こういう状況にあったということで引用させていただきます。

確かに、現場の中でも検察の危機という認識があったと思います。現場の検事の間でも、任官者をふやすような魅力ある検察にするにはどうしたらいいのか、みんな検事の仕事をすごく興味があつて好きだと実務修習のときの修習生も言うわけですが、実際選ぶときにはやはり検事にならないという結果になってしまう、これは一体何が原因なのか等について議論したことがございます。

その当時、先輩の検事も新任検事の意見にも耳を傾けてくれましたし、むしろ君たち若い人たちの意見も聞きたいんだというふうな意見を求められたこともございました。これらは雑談でもないんですけれども、自然とこういう話し合いが持たれたのは、みんな検察という仕事が好きだったので魅力ある検察にするためにどうしたらいいか、そういうふうな気持ちから真剣に話し合ったのだというふうには思います。その当時の私の意見というのは、いろんな会同とかそういうプログラムの中で、役所といいますが、最高検察庁の方にも届けられていると信じております。

近時、合格者の増員によりまして検事任官者がふえておりますけれども、そもそも合格者をふやそうという動き、合格者数をふやせば割合的に見て検事任官者もふえるだろうという発想で先ほど言った基本問題懇談会がスタートしたとは思いたくありません。

そこで、検察庁の方にお尋ねするんですけれども、当時任官者が減少したときにどういう問題点が指摘され、それがどういうふうな改善されたのか。つまり、任官者をふやすために法務省、検察庁としてはみずからどのような努力をしたかということをお尋ねしたいと思います。

○政府委員(原田明夫君) ただいま御指摘いただきましたとおり、昭和六十二年ごろというふうな振り返ってみますと、検事任官者数は四十名に満たないこともあったというので、近時と比較して少数にとどまっております。大森委員も御承知のとおり、毎年新任検事を採用いたしましたが、相当数の定員との差、いわゆる欠員を抱えながらスタートをすることがあります。

そういう中で、どうして新任検事を希望する人が比較的少ないんだかというところについては私も、私ども法務・検察全般の問題として考えておりました。なかなかいいなことを言われるんですけれども、これだという決め手と申しますか、これをこうすればいいという点が見つかったわけではございませんが、確かに検察の仕事については魅力を感じずという修習生が比較的多いわけがございますが、一たん任官希望ということになりますと踏み切れないという事情がかなりあつたように感じます。

その中で、やはり法曹三者の中でいろいろ比較ができる司法修習生の立場からいたしますと、検事の職務については多忙で極めて緊張感を伴うという状況の中で、一方では職務の性格上やはり全国的な検察庁のあり方を考えますと、検事の場合、やはり弁護士と比較した場合には実質的な収入面での格差がかなりあるといういわば処遇上の問題点はないとは言えないというふうな指摘があつたわけでございます。

そこで、私どもといたしましては、関係当局の御協力、御理解を得ながら、給与面での改善を漸次図つてまいりたいと思つております。

務環境、特に官舎等の手当の整備を図っていくというふうなことでございますとか、司法修習生に対しましては検察実務修習の機会等を通じて、検察の使命の重要性や、その職務が持つ魅力と申しますかやりがいという点にも理解を深めてもらうように努めてまいりました。

そういう中で、一方検察といたしましては、その職務行為そのものに問題があつてどうかというところではないのでございますけれども、やはり権限を行使しているということにつきましても、広くその姿を国民から評価され、検察に対する期待も高まるというふうな中で次第に状況が変わつてまいりました。確かに司法試験合格者数が逐次増加したという事情もあるのですが、それだけではなく、それだけでは到底考えられないような事情の変化が起つてきているような気がいたします。

特に、平成六年度以降は毎年七十名を超える任官者を確保できるようになってまいりました。逆に、そういう状況で定員が充足できる。改めて現在検察が抱えている事情から、その職務に伴います業務量がふえているという事情が理解されて、ここ三年間百一人の純増という、大変な現在の公務員全体の定員事情の面では破格の取扱いといえます。そういう状況が踏まえて、検察の役割という立場、司法全体の中における検察の役割といたして、考えていきたいと思います。

○大森礼子君 検事の仕事というのは余りに知られにくい面があるわけです。それから裁判官の方も忙しいことをよく聞きます。特に、忙し過ぎる裁判官という言葉が半ば定着しつつありまして、裁判官は忙しいんだと。じゃ、検事はどうだと。なるんですけれども、やっぱり検事も忙しい。例えば捜査なんかですと事件というのがいつ入るか分かりませんし、現行犯逮捕してその身柄がい

るんですけれども、やっぱり検事も忙しい。例えば捜査なんかですと事件というのがいつ入るか分かりませんし、現行犯逮捕してその身柄がい

つ送られてくるかわからない、検事をしておりましてなかなか休暇とか予定してもとれなかつたという記憶がございます。

そういう意味で、本当に仕事量が多いということも事実でございます。若い方が入ってこられてもそういう厳しい仕事環境というものに直面するわけですので、検察庁の方ではそういう入ってこられた方が仕事をしやすい環境ということをこれからはぜひ考えていきたいということにふうに思います。

次の質問ですが、合格者数がふえたことに伴いまして、女性の裁判官、女性の検事も増加したというふうにしていただきたいと思います。法務省、最高裁判所は女性裁判官、女性検事の任官者数の増加についてそれぞれどのように評価しておられるのでしょうか。そして、今の現状を見まして、もっと女性の裁判官とか女性検事が御必要と思われるのか。そのための対策を今必要とする状況にあるのか。それとも、この流れでいくと必要な割合の女性裁判官、検事はほぼ充足されるとお思いになるのか、この点についてお伺いいたします。

○政府委員(原田明夫君) まず、女性検事の採用と申しますかその取り扱いという観点から、私の方からお答えさせていただきます。

法務当局といたしましては、従来から性別を問わず有能で適性のある検事任官者を確保するという点では一貫して存じます。しかしながら、やはり現実問題として考えますと、先ほどもちょっと触れましたが、検事に任官した後の転勤が伴うという問題でございます。か将来の仕事のあり方という観点から、やはりちゅうちよをするという女性の修習生も多かつたろうと思っております。しかしながら、最近では平成六年度以降、毎年十人以上の女性検事が採用されております。その全体の採用数の中でも一〇%半ばから二〇%を超える場合も最近では出ております。

今後とも、引き続き、有能で適正のある者は女性、男性を問わず平等な取り扱いということで採用できるように努めてまいりたいと考えております。

女性の修習生全体の中に占める割合も毎年増加している状況にあることを考えますと、今後とも相当数の女性検事を採用できることになるというふうには私どもとしては考えております。

現実には女性検事として活躍していただく方々の話をいろいろ聞くわけですが、女性だからではないかと男性しかできないというような状況ではないようでございます。例えば財政経済事件、そういうものにつきましては女性検事が大変活躍して、いわばじっくり物事を考えてやれる事件として興味を持って研究している、女性検事の中にはそういう分野にも自信を深めているというような状況があるわけでございます。

この点につきましては、諸外国でも、欧米諸国に限らずアジア諸国でも女性の裁判官、検事というものが次第に増加しているということで、私どもとしてはそういう事態を踏まえて今後とも環境面、また職務のあり方の面から、任官した女性検事がその職務の遂行に当たっている当面する問題点についてもできるだけ広く調査し、または声を聞きまして、許される限り配慮できるような体制をとってまいりたいと考えている次第でございます。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 裁判官の關係について答弁いたします。

本年度、司法修習生から裁判官に任官した人は九十三名でございますが、そのうち二十一名が女性でございます。その結果、現在女性裁判官は二百九十八名となっております。

この数年間を見ますと、女性修習生の修習生に占める割合以上の女性の方が任官しております。こういう近年の女性裁判官の増加は今後も続くものというふうには私どもは考えているところでございます。

裁判所といたしましては、男性、女性を問わずすぐれた人材が任官することを希望しております。すぐれた女性が多く任官することは歓迎すべきであるというふうには考えているところでございます。

○大森礼子君 検察というのには昔は男の仕事だというふうな言われておりましたけれども、例えば事件とかを同じようにすれば同じように評価されるという意味で非常に女性にとつてやりがいのある仕事であつたと思つて、それから女性裁判官につきましても、私も弁護士になりましたから、いろいろな弁護士さんとお話するときに、その地方裁判所に女性の裁判官がおられた、この方は非常に優秀だし処理も早いというふうなきちっと評価されております。合格者数がふえていく、その中で裁判所あるいは検察庁で女性がふえていくことを希望するものであります。

それでは、司法試験法と裁判所法の改正案について質問いたします。

私は、五十九年司法試験合格で、当時は訴訟法が選択でした。それで、刑事訴訟法を選択しましたので、その後検事になりましたからいまだに民事訴訟法がよくわからないという状況であります。先輩検事の中にも、民事訴訟法選択だったからいまだに刑事訴訟法がよくわからぬと言っている人もおられました。これは冗談だと思つてます。

選択しなかつた訴訟法については、合格後あるいは実務に入つて学ぶべきと言えらるわけですが、これも、実務へ入りますとなかなかじっくり勉強する時間がない、これが実情ではなかるうかというふうには思います。そういう意味で、二つの訴訟法が必須であればいやが応でも勉強しなきゃいけないわけで、いっそそうであればよかったと思つたことも事実でございます。ただ、二つの訴訟法が必須科目であるということとはかの法律選択科目が廃止されていくということとはすぐ結びつかないというふうには思つております。

司法試験制度は昭和二十四年にスタートしておりますが、試験科目の変遷というものもございまして、昭和三十五年までは刑訴と民訴が必須科目だったわけですが、昭和三十六年から訴訟法一科目が必須選択科目となりまして、それでするときは選ばなかつた訴訟法が法律選択科目の中に入られて、その中から一科目法律選択という形になつております。それから、昭和三十六年からいわゆる教養選択科目というものも新設されております。

三十六年からこのように変わった理由というのは、受験生の負担軽減のためではなかつたのかなという気もしますが、あるいは社会の多様なニーズにこたえるためのこのように科目が変わつたのかなという気もするので、お尋ねする次第です。

○政府委員(山崎潮君) 委員御指摘のとおり、司法試験の科目につきましては何回かの改正を経ていくわけでございます。今、昭和三十六年から法改正で変わったわけでございます。その前には、憲法、民法、商法、刑法、それから民事訴訟法、刑事訴訟法の六科目が必須科目でございました。さらに、法律選択科目として行政法、破産法、労働法等の科目のうち一科目を選択するというふうなされておりました。法律科目、合計七科目を受験するというシステムになつておりました。

こういう中でいろいろ議論がございまして、受験科目数を維持しながら受験者の試験科目選択の範囲をより広くすることによって、特に大学在学生の受験を容易にするという観点から法改正が行われたわけでございます。これによりまして、やはり受験生の負担ということになるかと思つたけれども、刑事訴訟法、民事訴訟法をそのまま必須科目とすることには負担があるということからどちらか一方ということにいたしました。それに加えて、両方とも結構です、とらな場合には法律選択科目をとりなさいと。それにもう一科目新しいものとして一般教養選択科目が設けられて、合計七科目ということと同じでございます。それから、そこで幅が広がりました。広がったことから、受験生の負担を軽減しようという趣旨から両訴訟法を選択という形で設けたというふうな理解をしております。

○大森礼子君 今回の改正案によりまして、選択科目というものを捨てて両訴訟法を必須とすることを優先させたわけであります。先ほど山崎司法法制調査部長の方は、選択科目を廃止した理由として、両訴訟法を必須にしたのでその負担を軽減するために法律選択科目については廃止したというふうにお答えになったと思います。まず両訴訟必須ということが前提となれば、それを基準とすれば負担軽減になるんでしようけれども、これまでの六科目と比較した場合にむしろ中身的に見ると負担は重くなっているのではないかなというふう

うふうには理解はしておりません。それなりに勉強はせざるを得ないと思います。その分の負担軽減は法律選択科目をやむを得ず廃止するというところで対処するわけでございますけれども、両訴訟法をやるということは、共通する面においてはより多く理解できます。また、違った場面につきましてもその違いを鮮明に理解ができるという点もござります。ですから、私は、この両訴訟法を必須にして負担軽減になるというふうには申し上げるつもりはございません。

わたります。法曹である以上、例えば弁護士ですとそれでお金をいただく以上広く浅くという知識は余り役に立たず、やはり扱った問題について専門性を持っていかなくてはならないと思うわけです。そうしますと、将来専門にしようと思う分野の法律科目を受験生時代にじっくり勉強するということは実務に出てから非常に役に立つと思えます。また弁護士に専門性を要求する社会のニーズにも合致するのではないのかなという気もするわけです。

から、基礎的な情報をきちっと研修所の方で提供していただきまして、その上で今度は自分の判断、自分の興味、あるいは自分の人生観でそれぞれ育っていくことになるわけでございます。私はそういう意味で専門家がなくなるといふ心配は全くないというふうにお考えしております。

従来、法律選択科目の中で選ばなかった訴訟法も選択肢の中に入っておりますから、法律選択の中で訴訟法を選ぶことで両訴訟法を選択できるわけですけれども、先ほど一割にも満たないとおっしゃったんですかね、非常に両訴訟を選ぶ人が少ないと。それは負担が重くなるからであります。ですから、両訴訟法を必須にする負担は軽くなるかもしれないけれども、これまでの科目構成から見ると実際は受験生の勉強しなきゃいけない量といえますが、この負担はふえていることにならぬと思っております。この事実はお認めになるわけでしょうか。

それでは、実体法と手続法と分けてみますと、例えば先ほど触れましたけれども、検事になった人でも司法試験では民事訴訟法を選んだ方がおられます。ですから、実務に入ったときに刑事訴訟法を勉強するわけです。私なんかも弁護士になりましたとそこからもう一度民事訴訟法を勉強するとかなるわけですから、必要に迫られたものから勉強するという習慣があります。常に法曹が直面するかなという気がするわけです。実体法というのは実務に入ってから時間的な面を見ましてもなかなか勉強しにくいのではないかなという気がいたします。

確かに研修所の教育というか、司法試験の限りでは全員共通であるということでは間違いございません。それからまた一方で、これから社会が多様化していく、あるいは国際化、複雑化していく、そういう中で多方面で活躍する専門家というものが当然必要であるということになるわけでございます。

研修所におきましてやはり多方面の知識、それから今後必要となるような情報を提供するということがござりますが、行政法だとか労働法、租税法、破産法、それから会計的なものとかさまざまな分野がござります。こういうものについて、あるものについてはもちろん全員ということになりましようし、場合によっては個々の興味によって選択ということもあり得ますけれども、なるべく多くの情報を提供していただくということでも最高裁判所の方にもお願いしているわけでございます。

○政府委員(山崎潮君) 確かに、昭和三十三年の改正で受験生の負担を軽減するというところから両訴訟法を選択にしたわけでございます。今回、両訴訟法を必須にするというのは、まさに今まで長年やってきた制度をいろいろかんがみて、また今後の来るべき二十一世紀の社会にどう対応すべきかという観点から、この基礎となる両訴訟法、いわば飯の種みたいな、道具でございます。どうしてもやはりこれだけはきちっとやっておかなきゃならぬだろうということから入れたわけでございます。

今回の改正で社会的なニーズにこたえるというような言葉がよく使われてくるわけですから、それから試験科目が同じになるわけですね。それから同じ研修を受けるわけですね。そうしますと、画一的な法曹という形で司法研修所を出ることになると思えます。これは京都大学の村中孝史教授が言っておられたことですが、画一的法曹の養成は社会の多様なニーズにこたえるということと矛盾しないのであろうか、こういう問題提起をしておられます。

また、委員も御存じのとおり、法曹というのはかなり皆独立性が強いわけでございます。また個性も強い人間が多いわけでございます。ですから、基礎的教育を仮に同じ試験で入ってきたやつたとしても、専門分野、興味、それぞれ分かれていく、これは必然のことでございます。ですから、

研修期間が二年じやなく一年六カ月短縮されたということとの関係で、特に前期後期が三カ月ずつでしようか、私たちの場合は四カ月四カ月でしたけれども、これでも非常に忙しかったとい

そういう観点からいいますと、昭和三十三年には負担軽減ということで選択の幅を広げた、今回は必須にするということになれば、私も先ほど申し上げたかもしれませんが、負担が軽くなるという

受験勉強というのは、やはりその科目についての基礎知識を修得するよい機会であります。それから、法曹の活動分野というものは非常に多岐に

えるところと矛盾しないのであろうかという村中教授の問題提起について、法務省はどのようにお答えになるでしょうか。

研修所で行うことの具体的な内容につきましては研修所の方でお決めになることではございますが、私も三者協を通じて理解しているところを申し上げます。

うふうな記憶があるわけでありませぬ。司法修習期間を短縮した上でさらにこれらについての多方面の情報を提供する、提供する方はいいかもしれませぬけれども、これを受け入れる余裕があるかどうかという点で非常に問題があるのではないかと
思います。

従来も司法研修所の方で、司法試験で選択しなかつた訴訟法については集中講義みたいなものがあつたと記憶しております。先ほど最高裁の方から、合格者と同じレベルにするための補習をというお話がありましたが、補習で合格者と同じレベルに達するとは私は到底思いません。結局のところは個人の勉強だということになるのではないかと、そうすると司法修習期間が短いではないかと、解決不能の堂々めぐりになるわけでございます。

それで、法律選択科目の廃止につきましてはいろんなところから抗議の声が上がっているわけですが、平成十年三月六日付で連合の会長が法務大臣あてに「労働法が試験科目から削除されておられ、労働関係法の位置づけが低下することが懸念されます。」との要望書を提出しております。この労働界からの要望に対しまして、大臣はどのようにお答えになったのでしょうか、あるいはまだお答えになっていないとすればどのようにお答えになるおつもりでしょうか。

○政府委員(山崎潤吉) たいだいま御指摘のように、日本労働組合総連合会から要望書の提出を受けました。これにつきましては大臣にも書面としてお見せいたしました。趣旨は申し上げてございますが、実際にお目にかかりましたのは大臣でございます。事務当局でございます。

そこで申し上げたことを今ここでちよつと御披露させていただきますと思ひます。
これは今回の法改正の趣旨と全く同じでございます。労働法等の選択科目も重要である、しかしながら法律選択科目の廃止については、両訴訟法を必須化することに伴う受験生の負担を考えたらやむを得ぬ措置であるということが第一点でござ

います。また、今度の新しい修習体制のもとで、労働法を含むさまざまな関連分野の法律につきましては基本的な情報を最高裁判所の方で提供していただくということで、それがカリキュラムの中に組み込まれるものと承知しているということとを御説明申し上げました。それで一応御理解をいただいた、こういう経緯でございます。

○大森礼子君 先ほど角田委員が神戸大学の阿部教授の問題提起というものを引用されました。行政法についても本当に廃止していいのかわからないという意見が強いわけですね。法律選択科目につきましては、行政法、労働法、それから破産法、これは昭和二十四年から、科目内容は多少変更がありますが、これでも、今までもずっと選択科目であつたわけですね。これはそれなりの理由があるからであらうと思ひます。

何回も言いますが、社会のニーズにこたえないというのであります。今の時代の流れから見ますと、行政法とか労働法、それから破産法をマスターする重要度が増してきているというふうな思いわけがあります。労働法の重要性については連合の方が要望書を出したことから明らかにあります。それから行政法の関係では、先ほど阿部教授の言葉を角田委員が引用されました。私は引用しませんが、参議院でも参議院改革として行政監視委員会を新たに設置して行政への監視を強めようとしているわけでありまして、こういう時代の流れ、国会の流れにむしろ行政法廃止というのとは逆行するのではないかなというふうに思ひます。司法試験に受かつた後でフォローするんだと言われればそれまでなんですが、問題はそれで十分かということですね。

それから、破産法につきましても、住専処理問題のときに、政府側が法的処理ではだめなんだ、時間がかかり過ぎるんだ、こういう説明をいたしました。そのときにも司法の器の大きさについて問題になつたわけでありませぬ。例えばああい住専処理の中でも本来であれば破産法手続によつて処理されるわけですし、今会社法の倒産、個人破

産等、本当に増加しておりますから、破産法をマスターする法曹の必要性も増しているわけでありませぬ。

そこで、法務省、最高裁判所に端的にお尋ねいたしますけれども、社会のニーズにこたえないのであれば、労働法、破産法、行政法を法曹がマスターする重要度が増している、これは言い切れると思ひます。いかがでしょうか。
○政府委員(山崎潤吉) 法律選択科目に盛られております科目につきましても、今後の社会を考えますとそういう分野についても非常に重要になってくるというところは私どもも理解はしております。決してそれを軽視していいという趣旨ではございません。

先ほどから議論がいろいろございますけれども、行政法、労働法等の法律選択科目につきましても、確かに試験からはなくなるということになりますけれども、試験を受ける方はそれぞれ科目ごとには千名から千名程度の修習生に対して共通の情報を教える共通の認識のもとに立てるといふ点では広く情報提供ができるわけでございます。

それからもう一点は、研修所の教育、基礎を固めて出すということは当然でございますけれども、それ以上に、今後いろいろ問題につきましても、その基礎を学んだからただそれだけで何でもできるというわけにはまいらないうわけでございます。その後職業について不断に努力をする、そういう点も決して無視ができません。自分には、やはり今後の社会に対応していくためには、もちろん研修所で基本的な情報を得て、自分はこのようにことをやってみようか、そういう端緒にはなると思ひますけれども、それで今度職業を持つてもっとも自分で磨き上げて初めて専門家として役に立つわけでございますので、そういう面も無視ができません。そういうことには期待をしております。また研修所で広くその内容について周知をするということにかえつて輪が広がるとい

う理解をしておるわけでございます。決して無視をしたりする必要はないということをお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 法曹養成の観点からいたしますと、基本六法の確実な修得という基礎の上に立ちまして、これに加えて応用能力を備えさせながら、御指摘の行政法、破産法、労働法等の多様な法的素養を修得させる機会を付与することが正しい理解を得させる上で効果的であるというふうな考えをしております。委員御指摘のように、時代の流れからいたしますと、これらの科目についてもその重要性はますます増加してきているというふうな考えをしております。

そこで、新しい司法修習制度のもとにおきましては、司法研修所における集合教育におきまして、現実の社会に存在する多様な法的ニーズにこたえ得る素養を身につけさせるための基本的な情報を提供いたします。また基本六法の確実な修得を基礎とするによりまして、行政法、破産法、労働法についても自己研さん等による専門的実務家としての知識等の修得、研究の深化が一段と容易になつていくのではないかと考えているところでございます。

○大森礼子君 行政法、労働法、破産法をマスターする重要度がいよいよ増してきているのはありませんかというのを確認させていただきます。これは、社会のニーズとありますから、これらを試験科目から外したことにあります。将来、もし社会のニーズにこたえられなければこの制度をもう一度見直さなければならぬと思ひます。

要するに修習期間中にマスターできればいいわけですが、従来は両訴訟法を必須とした上で何かの分野についての専門的な基礎知識も身につけさせようと思ひます。例えば二回試験のときに、従来の法律選択科目でありましたものをどれか選択で一科目つけるという方法があれば、人間はやは

り試験があるから勉強するという悲しい習性があるものだから、それによつてある程度これまで科目と同様の効果が得られるのではないかと思いますが、この二回試験の科目に何を加えておきますか、この二回試験の科目に何を加えるかという問題は、新しい修習制度ではどうするかという問題は、まだはっきりと決まらなかつたわけではあります、委員御指摘の点は一つの考え方であらうかと思つたので、私もとしましては研究課題にはさせていただきますと考へてお

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 司法研修所の修習の終わる段階で二回試験というものを加えておきますが、この二回試験の科目に何を加えるかという問題は、新しい修習制度ではどうするかという問題は、まだはっきりと決まらなかつたわけではあります、委員御指摘の点は一つの考え方であらうかと思つたので、私もとしましては研究課題にはさせていただきますと考へてお

○大森礼子君 司法修習期間が一年六月でですから、本当中身も大変だろな、修習生も忙しくなるだろうなと思つておられます、今言つたような方法によりますと、あるいは行政法学者の阿部先生とか、こういう不安を多少解消できるのではないかなと思つておられます、

それから、合格者数をふやすということですが、これも、裁判官の数、検事の数が必要ということもよく理解できます。問題は弁護士の数なんですけれども、国民の側からともかく弁護士の数を早くふやしてほしいという強い要望というのはあるのでしょうか。もしそれがあれば、それはいかなる理由によるものでしょうか。

○政府委員(山崎潮君) 法曹人口を増加させていくという議論は二十年やつておられるわけですが、声はいろいろございます。大きく分けまして、経済界からの要望と一般国民のニーズの問題でございます。

まず、経済界は経団連あるいは経済同友会等、それから我々も、多数ではございません、わずかでございますけれども企業の方とお目にかかつていろいろお話を聞いております。やはり経済界のニーズは大変強いということでございます。会社のあり方につきましては、最近いろいろ考え方も変わつてきておりますし、顧問弁護士という形

はなくて企業内弁護士をもつとふやしたいという希望が参つております。具体的な数字につきましては各社が私どもに話してくるわけはございませんけれども、今後またその具体的な調査にもアクセスしていかなければならぬと思つておられますけれども、この点は大変強い要望である。それは規制緩和の推進計画、ああいうところに寄せられた意見もそれを反映しているわけでございます。

それからもう一点は、今度は市民の立場に立つてどうかという問題でございますけれども、市民が法的な悩みがあつたときに法律家に身近に接するというのが要望は大変強くなつておられます。特に、複雑な社会になります、あるいは親族相続、こういう問題の紛争が生じる余地が大変強くなつておられます。また、これからはシルバー社会を迎えまして後見をどうしていくかとか、こういうようなニーズが大変高まつてくるわけでございます。

そうなりますと、やはり気軽に法律家にアクセスしたい、いろいろ意見を聞いて自分の進路を決めていきたいというニーズがあるわけでございます。医者であります、大體の方はかかりつけの医者、ホームドクターがいると思つておられます、残念ながら法律の世界につきましましては、ゆるゆるホームロイヤリーというふうな発想はまだ未熟でございます。そういう点につきましてはやはり国民側からのニーズがあるということから、このホームロイヤリーのすそ野を広げていく必要があるのではないかと思つておられます。

また、今後の規制緩和が行われた社会を考へますと、やはり自己責任で行動をしていくわけでございます。紛争が生じたらそれはきれいに整理せざるを得ないということになるわけでございます。だれも助けてくれないことにもなるかもしれません。これを裁判で解決するだけではなく、準司法機関で紛争を解決する必要もあつて、その手前で解決をしていく、こういう必要性も当然に出てまいります。

また、昨年、法律改正で導入されました地方自治体に対する外部監査制度があるわけでございますけれども、施行はまだ先でございますけれども、この監査制度の中に法律家に入つていただきたいというニーズもございまして、あるいは最近よく議論されておられますけれども、国会議員の政務秘書に弁護士を登用するかどうかという問題もかなり議論をされておられます。ニーズとして、いろいろな問題を総合勘案いたしますと、ニーズとしては相当なものがあるんじゃないかというふう

に理解をしております。○大森礼子君 今、社会的ニーズが相当あるというお話をいただきました。ただ、今御答弁なさつた方も、経済界のニーズ、一般国民のニーズというように分けてお答えになりました。私は社会的ニーズといつた場合に一番考えられなくてはいけ

ないのは、一般国民、一般市民のニーズにこたえられるかどうかであると思つておられます。先ほど法務大臣も、今の問題は法曹が国民から遠くなつてい

るというふうにお指摘になりましたけれども、まさにそこが問題であると思つておられます。一般国民の側から見ますと、弁護士についても数が必要と思つておられます。例えば刑事事件につきましては、当番弁護士制度、それから国選弁護士等で弁護士さんが多忙なスケジュールを調整して要請に応じておられる姿を見ておられます。それから、今おっしゃいましたように手軽に法律相談を受けられるということも国民の大きな要請であります。

相統というものはどこに住んでおられる人でも必ず一度は起こる問題だからであります。そこで、国民のニーズというのならば、この司法試験制度、いかに合格者をたくさん出すかという

ことではなくて、例えば憲法の規定する裁判を受ける権利をどう保障するかということだろうと思つておられます。この観点から法律扶助制度の充実について積極的に取り組んでいかなければならないと思つておられます。それからまた、当番弁護士制度というものも、やはり身柄拘束を受けた被疑者の人権保障のため

に必要な制度であると思つておられます。拘束された人間というものは、その拘束の根拠を正しく知り、そしてこれからは、その刑事手続が進んでいくかということについて知る権利があると私は思つておられます。当番弁護士制度も弁護士らが自前でやっております。これについては国は放置しておいてよろしいのでしょうか。きょうは時間がありませんで質問いたしません、いずれ、法務省は当番弁護士制度についてどのように対処していくのかを質問したいと思います。

それから、気軽に法律相談を受けられるという点では弁護士偏在の問題があります。弁護士過疎の問題です。これは弁護士となる人の数がふえただからといって解決する問題ではないと思つてお

す。地方へ行きますと、これは昭和六十年ごろからだと思つておられます、裁判所の統廃合という問題がございました。地方の支部とか簡易裁判所が廃止される、それに伴つて検察庁の方も支部とか区検が廃止されるということが起きました。

弁護士事務所というのは普通やつぱり裁判所のそばにあるからお仕事ができるわけでありまして、裁判所のないところに弁護士事務所を置いても無意味なわけがあります。ですから、裁判所の所在地に弁護士事務所が集まるということは一つの法則であるわけですね。地方へ行きますと、いろいろな法律問題、ちよつと聞きたいという問題があるんだけれども、平日に仕事を休んで遠くの弁護士さんを訪れるのは大変だ、それから裁判所へ通うのも大変だ、こんなことから問題を先送りにして、その結果問題が複雑化してもう手に負えなくなるといふ悪循環が続いておられるわけであり

ます。このような裁判所の統廃合といつてもいいですか、これが一つの大きな原因であると思つておられます。けれども、こういう状況をどうおきながら、国民の法的ニーズにこたえるために法曹の数、弁護士さんの数もふやしましょうかというのとは、どこか矛盾しているように思つておられます。弁護士の法的サービ

スを受ける機会というのを国民側から奪った一つの原因は最高裁判所にもあるのではないかと思えますけれども、最高裁判所はどのようにお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(浜野惺君) 裁判所は、御案内のように、昭和六十三年に簡易裁判所の適正配置、平成二年に地家裁の支部の適正配置を行つたものでございます。裁判所の配置は、簡裁や地家裁支部が設置されて以後、基本的な変更が加えられないままになっていて、その間の産業構造や社会事情の変化に伴いまして大幅な人口異動や交通網の発達、あるいは住民の生活圏の拡大とか行政区画の広域化等の状況が生じまして、とりわけ地域による事件数の偏りが非常に著しく、そのため裁判所の運営上種々の問題が生じてきたわけでございます。

例えば、取り扱う事件数が著しく減少した庁においても、施設の管理等のために必要最小限度の人員を配置しなければならぬために非効率な運用を余儀なくされる一方で、事件が急増した庁において有限な人的資源のもので必ずしも十分な対応がとれていないという状況がございました。そのために、非効率的な運用を余儀なくされている庁を廃止する一方で、その余の庁の体制を充実強化する、各裁判所の事件数と近隣庁までの時間を考慮いたしまして、国民の利便と司法サービスの質の向上の調和を図るといふ観点から裁判所の配置を見直したものでございます。裁判所の適正配置により、一部の庁は廃止されたものの、全体としては国民の司法サービスの向上が図られたものと考えている次第でございます。

委員御指摘の、廃止された裁判所の地域で弁護士がいなくなるという御指摘の点でございますが、裁判所の適正配置のために、廃止された裁判所の管轄区域で弁護士の数が減少しているという状況が生じているといった認識は持つておられないわけでございます。

ただ、裁判所の適正配置の前後を問わず、弁護士過疎のいわゆる弁護士ゼロワン地域というの

が極めて多く、法律相談もままならないという地域が多数あるなど、国民の司法へのアクセスの大きな支障となつてきていることは十分認識しているところでございまして、今回の法改正は、国民の法的ニーズに的確に対応できるように法曹人口を増加させることを趣旨として行っているものでございまして、今般、法曹人口が増加することに伴いまして弁護士過疎地域の解消が図られることを期待しているところでございます。

○大森礼子君 数がふえたからといって過疎問題がすぐ解決しないと思ひますし、それを弁護士の方で解決するというのはむちゃな話だと思ひます。

今回の修習期間につきましては、最高裁は一年の修習を主張したというふうに向つております。本当はこの根拠を詳しく聞こうと思つたんですが、時間がありませんので意見だけ述べます。最高裁の一年修習の内容というのは、実務修習を七カ月として、分野別が四カ月、民事裁判、刑事裁判、検察、弁護修習、これは各一カ月です。検察実務修習を例にしますと、例えば東京地検などでは数が多いので、修習生は取り調べ修習と公判修習というように分かれて修習してあります。各十五日となります。土曜日、日曜日もございまして、パトカー試乗や、すり見学や矯正施設見学をしておりましたら日数がなく、さらに減つてしまふ。そうしますと、検察実務修習というよりも検察見学となつてしまふのではないかと。裁判実務修習でも、裁判所見学あるいは裁判傍聴にすぎなくなるのではないかとこのように思ひます。

それで、なぜ最高裁がこういふことを主張するのか、それから弁護士会は二年間にこだわるのかを考えたときに、これは税金をもらつてお役所の発想と自分で稼がなくては行けない弁護士会の発想、この違いがあるのではないかとこのように思ひます。

最高裁は任官者を得た後にトレーニングすればいいわけでありまして。判事補制度です。最初から

単独は任せません。合議の中で判事補に対して必要なトレーニングをするという時間的余裕がございます。検察庁の場合には新任検事でも一人でやるわけですけれども、決裁制度というのがございまして、この中で決裁官というのがその新任検事等に指導するという機会がございまして。

ところが、弁護士さんの方には事務所経営というのが入つておりますので、最高裁判所とか検察庁のようにじっくりトレーニングしていただければお金を稼ぐといひますか、仕事ができなくなつてしまふ、のんびり教えていたら事務所がつぶされる。だから、弁護士会としては、やはり一応お給料を払うわけですから、事務所に来たらある程度の簡単な事件については自分で裁判所に行つて自分で処理するという人を望むのだからと思ひます。

すぐ実務で通用する人を欲しがらる弁護士会と、それから基礎的なものさえ備えておけばあとはこちらでトレーニングできるといふお役所、裁判所、それから検察庁、この仕組みの違いがこういふ大きな見解の違いとなつて出るんだらうと思ひます。

これからのいろいろな改革があると思ひますけれども、この二つの違いというのをお互いが理解し合ふないと、先ほど挙げましたけれども、結果的には国民のニーズにこたえられる法曹制度はできないのではないかと、このように意見を申し上げて質問を終わらせていただきます。

○照屋實徳君 社会民主党・護憲連合の照屋實徳でございます。

何点が質問をさせていただきたいと思ひます。私は、具体的な質問に入ります前に、法務省にまず御礼を申し上げたいと思ひます。といひますのは、四月の人事異動で那覇地検に初めて女性の検察官が赴任をされた、こういうことで地元沖縄ではマスコミで大きく報道されております。正確なお名前は記憶しておりませんが、山田さんといふお名前でしたでしょうか、何かお兄さんも検察官だといふことで、そのことも含めて話題になつ

ておりました。

女性検事が赴任したから直ちに沖縄の法秩序の維持に役立つとか効果があるとか、あるいは犯罪の予防に男性検事に比べて非常に効果的だとか、こういうことを言うつもりは毛頭ございませんけれども、裁判官や弁護士さんには女性がおりましたけれども、検察官は初めてなんです。

御承知のように沖縄では女性はウナイ神でありまして、神様ですね。非常に沖縄の人はあがめておりますし、私は、これから法曹を志す若者には大変いい刺激になつたのではないかと、こういうふうにして思つておりますので、下稲葉法務大臣、どなたかお名前を覚えておられますか、七七年になるでしょうか。そのおかげで随分若い弁護士さんがふえるようになりまして、とても感謝をしておりますし、うれしく思つております。

もちろん、沖縄で実務修習をした修習生がすべて弁護士になつたわけじゃありませんし、裁判官、検察官に任官した者もおおむねでございますが、私は、任官した者を含めて、ある面で本土と違う歴史体験あるいは地理的な特性、文化的な特性を持つている沖縄で修習をすることによつて法曹としての特性というんでしょうか、あるいは豊かな人間性というんでしょうか、柔軟な思考というんでしょうか、それを形成する上で大変大きな役割を果たしておるのではないかと、こういうふうにして思つておられる、私も、なるだけ修習生の歓迎会とかあるいは小旅行とか、そういうことには参加するように努めておるところでございます。

今申し上げましたように、今後とも沖縄における充実した実務修習が継続できますように御配慮

をお願いしたいというふうに思います。さて、いろいろ社会が複雑に変化をし、法曹のあり方についても多方面から議論が行われておるところであります。今審議をいたしてあります法案との関係で、法曹養成の理念をどのように考へておられるのか、法務省、最高裁、それぞれにお聞きをいたします。

○國務大臣(下種葉耕吉君) 法曹養成の理念についてお話がありました。けさほど来いろいろお話に出ておりますように、司法に対するニーズというものは多くかつ重要になってくると思いますが、要するに、国家の基礎を支えます司法の果たすべき役割は一層重要になってくるものだと思います。

そこで、このような重要な司法を担う法曹には、社会に対する広い視野が要求されるわけだし、さらに、高い識見、柔軟な思考力といえますか、そういうふうな人間性豊かな方々が要求されるんじゃないかと思えます。したがって、法曹養成の基礎は、やはりそういうふうな人間の養成というところに置くべきであろう。

したがって、法曹三者それぞれの実務と心構えというものを修得いたしました。三つあるわけでございますから、自分はこれだと仮に決めておりましたが、法曹三者というのはい体でなく、いかぬわけでございますし、一体でなければうまくいくはずもございません。そういうことからいいますと、統一修習ということが今一つの大きな柱になっていくわけでございます。私は、そういうふうな統一修習の理念を維持して法曹養成に当たるべきだ、そういうふうな考えをしております。

○最高裁判所長官(堀籠幸男君) お答えいたします。法曹は国民の権利を実現する担い手であり、司法研修所を所轄する最高裁判所としては、国民の負託にこたえ得るような法曹の養成を行う必要があるという考えに立っております。そこで、司法修習制度につきましては、現行制度の目的とこれまで果たしてきました役割を踏ま

えまして、法曹三者いずれの道に進む者についても、法曹として国民の負託にこたえ得る水準を充足する統一修習というものをを行うことを原則として、この原則を維持するとともに時代の要請に適應した法曹養成制度を構築するという観点から、社会に対する広い視野を持ち、高い識見と柔軟な思考力を備えた二十一世紀を担うにふさわしい法曹というものの養成をしていく必要があるというふうな考えをしております。

○照屋寛徳君 私、在野法曹の一人として、最近どうも弁護士の不祥事というか、いろんな事件を惹起したり事件に巻き込まれたりということが多く発生しているやに思えますし、非常に残念だなどという思いをいたしております。

法曹養成をする上で、やっぱり量だけではなくして、人権感覚にすぐれた、そして国民の立場、弱者の立場に立った高い倫理観を持った法曹の養成をきちんとやらなければならない、またやるべきである。そのことが今必要とされておるといふふうに考えております。

ところで、この法曹人口の現状と課題についても何名かの委員から質問等がありましたけれども、諸外国に比べて極端に少ない我が国の法曹人口、例えば平成九年度の法曹一人当たりの人口六千三百七十八人という数字も資料に見受けられるわけでありまして、この法曹人口の現状、それが諸外国との比較、望ましいと考へておられる法曹人口などについて、法務省、最高裁の意見をお聞きしたいと思っております。

○政府委員(山崎潤君) ただいま委員の方から、日本の法曹は少ないという点について御指摘がございました。我が国の法曹人口はすべて合わせますと約二万二千人でございます。アメリカが九十三万七千人、イギリスが七万九千人、ドイツが十一万三千人、フランスが三万五千人という数に比べれば、極めて少ないということはおわかりいただけるだろうと思っております。

そこで、それでは本当に法曹人口をふやしてい

く必要があるのかということになるかと思えます。諸外国と比べてただ数字が少くないというだけでは、それはふやす理由にはならないはずでございます。

先ほど申し上げましたけれども、やはり国民の法的ニーズというのは、特に家庭にまつわるいろいろな法的処理、これはかなり重要になってくるのではないかと、このように思われますし、これだけ複雑な社会になりますと、身近でちょっと起こったことが法的紛争に発展するという可能性も高くなっていくわけでございます。ですから、やはり気軽に法律相談ができるというシステムがまず構築されなければならぬだろうというふうな思いをいたします。

それから、先ほどから申し上げておりますような企業のニーズ、企業内弁護士でございます。そのほか、自治体、あるいは国会の政策秘書等のニーズもあるわけでございます。やはり全体を見たらニーズがある。また、規制緩和後の社会を考へれば、ますますそれが大きくなっていくだろうというふうに考へられます。

では、具体的にその人数がどうかと言われますと、これを的確に予測する法則はなかなか見出しにくいところがございます。将来の社会がどうなるか、経済状況がどうなるかと。パブルだつてこれか到来するかどうか多分だれも予測はできなかったらうと思っております。また、急速にこれだけ景気が冷え込むということもなかなか予測がつかない。そういう点で大変難しいところはございます。

しかし、今のような全体のニーズを考へますと、年間千人程度の増加については、弁護士会も当然そのニーズがあるというふうに理解しているわけでございます。私どもとその点は共通しております。

ですから、今回、現行の人的、物的範囲内で、当面の措置として千名にふやしていくという政策を立てたわけでございますが、今後、法務省といましては、千名体制にして世の中の社会的

ニーズ等の動向を把握する必要がございますけれども、まだまだ少ないのではないかと、そういう千名体制の実際の状況を見ながら、もう一度やはり千五百人程度への増加も議論する必要があるだろうというふうに考へております。この法曹三者の合意書でも、そういうような実態調査あるいは受け入れ態勢の問題とか、そういうさまざまな議論をして、もう一ラウンドきちんと議論をしようという合意をしているわけでございます。

ちなみに、我が国の法曹人口を倍にするというふうな考へた場合、年間千名程度に増加させていくという場合でも今後約二十五、六年かかります。また、千五百人にふやしていったという仮定をしまして、十五、六年はかかるわけでございます。

そういうようなことで、法曹人口をふやすというのには短期間に行われるわけではない。それで、社会の動きが急になったときにすぐふやせというわけにもまいらない。やっぱり着実にそのニーズにこたえられるようにふやしなから、またその先はいろいろ動向を見ながら検討をしていく、こういうふうな考へておるところでございます。

○最高裁判所長官(浜野愼君) 委員の御質問が裁判所にもございましたので、裁判官の数との関係でお答えをしたいと思います。

裁判官数を諸外国と比較する場合には、国民が紛争解決のためにとる方法とか、訴訟手続の構造と申しますか、裁判所に提起される事件数と各国の国民性、経済条件あるいは法制の違いによる諸条件にも考慮を入れる必要があるかというふうに思っています。諸外国との比較において望ましい裁判官の人数は、今の諸条件を考慮に入れますと、なかなかお答えすることが難しいという点がございます。ただ、法曹人口全体の中での裁判官数の比率を見てみますと、職権進行主義を採用している国ではその比率が比較的高くて、当事者主義を採用している国は比率が低いといった特徴がある

ようでございます。

ところで、我が国は御案内のとおり当事者主義を採用しておりますが、職権進行主義のドイツに次いで法曹人口に占める裁判官の比率が高いといった状況ががわかれるところでございます。非常に興味のある数字ではございませんが、この点をどのように理解するかというの、なかなか難しい面があるかというふうに考えているわけでございます。

いずれにせよ、裁判所の事務量は提起されている各種事件の件数と事件の処理状況によって規定されるわけでございますので、事件数といいますが、仕事量を離れた一般的な裁判官数というのは、なかなかとらえがたいところがございます。また、今回の委員の御指摘を踏まえて、さらにあるべき姿というのを検討し煮詰めてまいりたい、かように存じている次第でございます。

○照屋寛徳君 先ほど法務省から法曹人口との関係で規制緩和のお話を答弁の中で触れられました。いわゆる規制緩和と社会の到来というか実現と法的紛争並びにその法曹の役割についていかなる変化を予想しておられるのか。また、それによる具体的な対策を講じようとしておられるのか、そのことについてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(山崎潮君) 確かに今規制緩和の施策が講じられているところでございます。また、これが浸透いたしますと、やはり事後チェック型の社会になる、個人個人が自己責任で行動する、そこにはどうしてもトラブルが生じやすいということになるかと思ひます。

もう一点は、ただ規制緩和が行われるだけではなくて、これだけ社会が複雑化、高度化してきております。また、国際化という問題も大変大きな問題でございます。経済取引だけではございませんで、渉外的な婚姻とか家族の問題もございませんで、それに伴うさまざまな紛争というものもどんどん広がってくるだろうというふうに思われるところでございます。そういう意味では、やはり法

的に物事を解決していく、透明なルールに基づいて解決をするということが求められてきて、その分量も大変ふえてくるだろうという認識でございます。

また、すべての案件を裁判で行うかということになりますと、必ずしもそうではないだろう。その前にやはり法律家が活躍して未然に紛争を防止するという役割も大変重要になってまいります。場合によっては裁判以外の準司法機関を利用するといふ必要性も出てまいりますし、あるいはそういうものの構築をせざるを得ないことにもなるかもしれません。あるいは仲裁の制度を利用するとか、さまざまな紛争の処理形態も考えていかざるを得ない。そこで法律家が活躍するという余地は十分にあるわけでございます。

これだけ人をふやしていくことになるんですが、ただそれだけでいいかということにもなるわけでございまして、まさに法曹人口の問題はとにかくふやしていくほかにない。しかし、そこには教育という問題がつきまといまいます。教育もきちつとしていくことになりまいます。ただ、それだけではなくて、やはり法曹を取り巻く諸制度についてもそれなりの検討をしていかざるを得ないだろう。やはり法曹が足腰を強くして、それで活躍できるような素地を構築しなければならぬということでございます。

それからまた、今度これだけ紛争がふえてまいりますと、国民からのアクセスを容易にする、こういう視点も十分に考えなければならぬところでございます。そのために、法務省といたしましては、現在、法律扶助制度について鋭意検討を続けていますところでございます。また、弁護士業務として、弁護士事務所の人化について今鋭意努力を続けていますところでございます。

こういうようなさまざまな諸制度につきましまして、法務省としては必要なものについてはなるべく迅速に検討して制度化していきたいというふうに考えているところでございます。

○最高裁判所長官代理者(浜野権君) 裁判所の観点から委員の御質問にお答えしたいと思います。委員御指摘の規制緩和等に伴いどのような社会状況の変化が生じてくるかにつきまして、なかなか予想困難なところがございますが、いずれにいたしましても、事後的な利益調整や社会紛争の解決のルールの必要性というのが強く指摘されているところでございます。

裁判所といたしましては、近年の社会構造の変化、経済活動の国際化の進展等によりまして各種の法律関係がますます複雑多様化あるいは高度化いたしました。これに伴って国民の司法に対する期待がますます高まり、法的な紛争を公正な法廷手続で解決するという司法の役割はますます重要性を増すというふうに考えているわけでございませす。

今回の法曹養成制度の改革も、このような認識のもとで、国民の多様な法的ニーズにこたえていくためにこれまで以上に法曹の役割の重要性が増すという考えに立ちまして、法曹人口を増加させるという趣旨のものでございます。

裁判所といたしましても、そういう意味で法的な紛争の適正迅速な解決を図るという司法の使命を果たしていくために努力をしております。思いうわけでございませすけれども、もう少し国民の多様な法的ニーズにこたえていく場合の裁判所としての具体的なお話をさせていただきますと、裁判所といたしましては、種々の法的な紛争の類型に応じた適切な対応を行えるような体制づくりが必要である、かように考えております。

具体的に申しますと、市民間の日常的な紛争について言いますと、今般、新民事訴訟法で新設されました少額訴訟手続の活用を図る、あるいは知財産権をめぐる紛争というものがございませす。これも同じく新しい民事訴訟法に盛り込まれました特許権等に関する訴えにおける管轄の集中というような手続を活用するというような、さまざまな法的な類型に応じた民事訴訟法にも工夫が凝らされておりますので、これを活用し法的ニ

ズにこたえていきたいということでございます。また、裁判官及び裁判所職員が国民の多様な法的ニーズにこたえていけるように研修制度の充実についても努めてまいりたいというふうに考えております。さらに事件動向に対応いたしまして人的、物的設備の充実、整備についても引き続き努めてまいりたい、かように存じております。

○照屋寛徳君 法曹一元制度についても質問通告しておりましたが、残りの二カ月は残り少なくなりましたので、この法曹一元制度は長所短所それぞれあるだろうというふうに私自身も認識をしております。しかしながら、この司法権の民主的な基礎を強化して法の支配を徹底させるためには法曹一元制度の導入が望ましい、私はこういう考えを持っております。この問題についていざまた委員会議論をさせていただきますと思ひます。

次に、現行の司法修習期間二年、これは何か具体的な弊害が生じておるのでしょうか。なぜ修習期間が一年六カ月の間か。司法試験合格者をふやすことへの対応なのか。それからまた、司法修習の内容、カリキュラムはどのように変わっていくんでしようか。そのことについてお教えいただきたいと思ひます。

○政府委員(山崎潮君) 具体的な弊害があるのかというふうに御質問いただきますと、なかなかお答えしにくいところがあるのでございませすけれども、まず修習期間の短縮については、実務修習期間四カ月間、現地の裁判所、検察庁でサブしてしまふ。この点は修習生を多く受け入れていくということについての障害になる。それがあつたらぬか、その点では四カ月間はやむを得ず削つていただかなければならぬということでございます。これは別に弊害ということではないんだらうと思ひますが、そういう趣旨でございます。それから、残りの二カ月はどうかということでございますが、これは司法研修所における前期後期の期間を二カ月ずつ短縮するということになるわけでございます。これは長年司法研修所で

教育をしてこられておるわけでございますので、まざまな指導上のノウハウがございます。あるいは科目間でも場合によっては重複して同じようなことを繰り返して教えているという場面もないわけではございません。そういう点をまざまま総点検をいたしました。

それからもう一つは、やはり時間割りの工夫でございますけれども、現在三時間目の授業を必ずしも毎日全部やっているわけではございません。もちろんセミナーとか入るものはございますけれども、そういうふう聞いておりますけれども、普通社会人になれば五時あるいは五時半まで働くのは通常でございます。その辺も有効活用をした。

そういうようないろいろな工夫を考えて、一月程度削って新しい理念を入れていってもそれで十分ではないかということから短縮をするというふうな考えをたけてございます。

○照屋寛徳君 次に、司法試験合格者増と裁判官の増員計画について伺いをいたします。

弁護士の数は昭和六十二年一万三千四百二十名、平成九年で一万六千三百九十八名。ところが、裁判官は昭和六十二年二千七十七人が平成九年で二千九十三人、そんなにふえておりません。檢察官も同じでございます。昭和六十二年千七百七十三人が平成九年で千二百四十二名、こういう統計資料がございます。

私はやっぱり裁判官が忙し過ぎては困ると思うんです。この司法試験の合格者をふやすことによつて、弁護士の数だけがたたら多くなって裁判官がふえないということでは困るわけで、裁判官、檢察官の積極的かつ計画的な増員を図る必要があるだろうというふうに思っております。とりわけ裁判官が余り忙し過ぎると期日もなかなか入りにくい、それからせっかく和解期日が入っても時間が十分にとれないとか、まざままなどが言われているわけでありまして、ぜひ計画的な増員をお考えになっていただきたい、こういうふう

か。
○最高裁判所長官代理者(浜野愷君) 答えたいと思います。

裁判所の事務量と申しますか、仕事の量は提起される各種事件の件数及び事件の処理状況等によつて規定されるところでございまして、事件数を離れて一般的に裁判官がどのぐらい必要かということはできないということではございまして、裁判官の必要数の検討に当たりましては事件数といえますが、仕事の量の動向を踏まえることが不可欠になっていくわけでございます。

事件数をもとに申しますと、予測という観点から見ますと、まず民事事件につきましては、御案内のとおり、昨今の事件数の推移、社会経済状況の変化を踏まえまして今後増加していくということを予測することも可能でございますが、裁判所全体の事件動向、長期的かつ具体的に予測することは極めて困難なわけでございます。

また、裁判官の増員につきましては、もう一つ給源の面からも一定の制約があるわけでございますが、このところ修習生の人数の増加が御理解を得て図られてきておりまして、給源の問題もかなり先生御指摘のとおり改善をされております。ただ、任官希望者数が必ずしも修習生の人数と相関関係にあるというか、安定的なものではないというところがあることも御理解いただければと思います。

今般の改正といえますか、いわば司法試験合格者数をとりあえず一千人の体制にしたい、ということをお願いしているわけではございますが、この給源の問題がある程度こういふふうを整ってまいりますと、非常に裁判官の増員の基盤というものをつくつていただいて安定的になってくるということでは申すことができるんだらうと思えます。

おかげで最近九十名から百名の間の任官希望者を得るということができておりますので、これを前提にさらに千人体制というところで私どもは任官者の確保ということができるようになることについて、相当改善されるということを実は期待させていただきます。

ただ、先ほど申しましたような不安定要素といえますか、不確定要素もございまして、あらかじめ具体的な数字をお示しすることはできないという状況でございます。ただ、短期的に申しますと、先ほど申しましたように、増加傾向にある民事事件というものを踏まえさせていただきますと、事件数に必要なる人員を確保したいという観点から着実に裁判官の増員を図らさせていただいてきてるところでございます。平成五年から九年までの五年間で六十四人の裁判官を増員させていた、平成十年度もこの過去の六十四人の三分の一に当たる二十人の増員を行ったところでございます。

今後とも事件数の動向を踏まえながら適正迅速な裁判の実現を図るために着実に裁判官の増員を図っていききたい、かように考えている次第でございます。

○照屋寛徳君 終わります。

○橋本敦君 私は、まず原則的な問題から確認をさせていただきますと思っております。

古いことですが、昭和四十五年五月十三日に我が参議院法務委員会では法曹三者に関する附帯決議を行ひまして、「今後、司法制度の改正にあつては、法曹三者(裁判所、法務省、弁護士会)の意見を一致させて実施するように努めなければならない」という附帯決議を行ひました。私は、これは我が国司法制度の円滑な運営と発展のためには基本的に大事な課題だと思ひますが、今回の改正についてもこの立場を踏まえ協力を進め、協議の結果三者で一致した、こう理解してよろしいわけですか。

議、私ども重々承知はしております。三者協議の意義でございますけれども、三者でいろいろ話し合うということは、司法にかかわる施策を立てるということになりますと、その担い手は結局自分たちであるわけでございます。ですから、そういうところの理解をきちっと得た方が将来その施行をするときに非常にスムーズにいくということを考えて行つていくわけでございます。

私どもも委員御指摘のとおりその重要性については認識をして、その結果三者協で合意に達した、こういうことでございまして。

○橋本敦君 修習の期間を二年から一年半にするという問題については、私も経験をした者の一人として、二年の方が余裕があつてよいという考えは今も持っているんです。結論として合意されたということでありまして、結果としては賛成する立場で質問をしたわけでありまして。

特に、先ほどおっしゃいましたけれども、二年を一年半にしなければならぬ特別な弊害があつたという問題ではない、法曹の新たな養成という課題に向かつて今新しい出発をするということ、いろいろな問題で合意をしたということでありまして、弊害があつたということが基本的には理由でない、こうはつきり何つてよろしいわけですね。

○政府委員(山崎潮君) 確かにこの議論をしていられる中いろいろな御意見がございました。はつきり申し上げれば間延びしているというふうに指摘された方もおられますし、まざまま考え方が主張されました。

いたという事実が報道されております。そしてこの出向中の三年間に、大蔵省の折衝窓口だった野村証券幹部から数回の接待を受けていたということばかりではなく、今お話ししたように複数の証券会社ということですから、この点も徹底的に明らかにしてほしいと思うわけであります。

もう一つ重大なことは、その接待の際に証券局業務課の課長補佐だった榊原氏、これは取賄罪で検察庁が起訴しました。官房長、間違いありません。

○政府委員(但木敏一君) 間違いございません。○橋本教君 その接待の際にも元検事が同席していたというのでありますから、いよいよよもつて重大な事案ですね。接待を受けて職務上便宜を与えたかどうか、これからの調査ですが、私は今そのことを言っているではありません。こういう状態が本当にこのまま許されてよいのであろうかというのを私はこの際厳しくこの問題の審議の過程で指摘をせざるを得ないということであります。

この問題については法務省としては調査をし、そして大臣もおっしゃったように大変遺憾であるという立場で調査をはつきりさせるということでありますけれども、この調査の結果については当法務委員会にきちっと報告をしていただきたいと思っておりますが、官房長、いかがですか。

○政府委員(但木敏一君) 委員御指摘のように、この問題は検察に対する国民の信頼に深くかかわる重大な問題と認識しております。したがって、きっちり調査した上で国民の批判にたえ得る対応をいたしたいというふうに考えております。○橋本教君 検察の名譽のために、我が国司法の国民の信頼を確保するためにも、ぜひお願いをしたいと思うわけであります。

それでは、本論の方に移っていきいたいと思っております。国民的な司法を確立する上で法曹人口の増大ということが今日のニーズになっていることは言うまでもございません。それを進めていく上で私は

幾つかの問題を考えなければならぬと思っております。一つは、弁護士だけをふやすということではならない。いわゆる司法制度の国民的基盤でのインフラを整備するということが大事でありますから、裁判官の増員も、それから施設の整備も、検察官の増員も、そういうことが総合的に相まっていかねばならない、これが第一の問題であります。

第二の問題は、法務大臣も指摘されましたから申し上げますが、国民から遠くなっている司法を国民にどう近づけるかという工夫を国会と政府の側がやらなきゃならぬ。そのための一つの問題として、私はまず第一に言いたいことは、法律扶助制度を思い切つて拡大する。これは英国等に比べて甚だしく低いというよりはもう予算上何度も議論されて明白になりました。だから、国民の裁判を受ける権利を守るという立場に立って、法律扶助制度をもっと合理的に、政府全体としてどうするのがよいかという検討を進めていく必要がある。

それからもう一つの問題としては、人権を守るという司法の本来の目的に照らして、先ほども大森議員から議論がありましたが、弁護士がやっております当番弁護士制度で、被疑者段階での弁護人の選任を国選弁護士制度の拡充として国の責任でやる方法はないのかどうか、こういう問題も国民の側からすれば裁判を受ける権利を拡充するために必要であります。こういった諸問題が今後とも法曹人口の増員と合わせて、国民的司法確立のために国会も政府も一緒に検討すべき重大な課題だと私は思っておりますが、大臣の御所見はいかがでしようか。

○国務大臣(下福葉耕三君) お答え申し上げます。法律扶助制度の問題につきましては、先月の末に研究会から答申をいただいております。非常に少ない金額でございますが、今日まで続けてきていたのは事実でございます。大体七千名くらいの方がその対象になっていたというふうに私は承

知いたしております。

法律扶助制度の問題は二つ問題がございます。一つは法律扶助制度そのものに法律的な根拠を与える、今実務的にやっているわけでございまして、それともう一つは、やはり金目の問題、金額の問題だろと思っております。せつかく答申もいただいていることですが、あの内容につきましても私どもかねがねこういうふうなことで関心を持っていたことでもございますので、今事務当局でも積極的に検討を進めておりますので、できるだけ早い機会に今申し上げました二点について前進するような措置をとるよう努力いたしたい、このように思っています。

○橋本教君 被疑者段階の弁護士選任制度について、この問題についての検討は法務省としてはお考えになるつもりはございませんか。

○政府委員(但木敏一君) 被疑者段階の弁護士制度につきましても、法務省と日弁連の間でかなり長い間、当番弁護士制度問題として協議してまいりました。このたび日弁連の方でその要綱案というのを提出してまいりました。今後は法務省、特に刑事局と日弁連との間でこの被疑者段階の弁護士制度のあり方についてさらに協議を重ねていくものと聞いております。

○橋本教君 そういった協議はさらに進めていたかどうかを積極的に期待すると同時に、私も努力したいと思っております。

それからもう一つこの機会にお願いしておきたいことは、身体障害者の皆さん、ハンディキャップを持っている皆さん、目の不自由な方、耳の不自由な方、こういう方が裁判を受けるということについての特別の手当てと便宜、あるいはそういう方が司法試験を受ける、目の不自由な方で司法試験を受けて合格をして頑張っているんですが、弁護士を私も親しいので知っています。こういう面についても法務省あるいは裁判所としても特段の御検討を今後ともしていただくということが私は大事な課題ではないかと思っておりますが、それぞれの御見解いかがですか。

○政府委員(但木敏一君) 司法試験は種々の障害を持つていらっしゃる方々に対しても開かれた試験となっております。例えば視覚障害を有する受験者に対しては、点字による出題、解答、それから点字の六法全書の準備等いたしました。また必要に応じて試験時間の延長なども認めておるところでございます。

また、聴覚障害を有する受験者に対しても、試験会場における書面による注意事項の告知、あるいは口述試験における筆談による質問というような形で、聴覚障害の方にも受験及び合格が可能であるように扱っております。また、身体的な障害がある方につきましても車いすでの受験を認めるなど、種々の配慮を凝らしているところでございます。

今後とも、こういうさまざまなハンディキャップを負った方であっても意欲と能力に満たした人たちを法曹界に迎え入れたいという姿勢につきましても、法務省は変わるところはございません。

○橋本教君 わかりました。

○最高裁判所長官(代理者) 堀籠幸男君) 身体に何らかのハンディキャップのある方が司法試験に合格した場合は、最高裁判所はすべて採用しているところでございます。

司法修習生に対する二回試験の関係でどういう配慮をしているかという点について申し上げますが、二回試験の実施に当たっては特例を認めるかどうかというのは、規定の上では司法修習生試験委員会の決定事項とされておりますが、これまでの実情を申し上げますと、本人の障害の程度、その他諸般の事情を考慮して最も適当と思われる特例を設けております。過去の例で申し上げますと、高度の視覚障害者である司法修習生に対しましては、筆記試験の時間延長を認めた上で、考試記録を録音テープに録音してこれを自由に再生させ、答案についても録音したテープを提出させる方法をとるとともに、あわせて司法試験用六法を点訳したものと及びそのメモ作成のための点字タイプの使用を認めた例が

でございます。

また、聴覚障害者である司法修習生に対しましては、口述考試において質問や解答を筆談で実施し、かつ時間延長を認められたものなどがございませぬ。

これらはいずれも他の健常者と同様に通常の方法及び時間内で実施することになりますれば本人に著しい不利益が生ずるため、それを防止するための配慮でございます。また、これら特例を認められた修習生につきましては、いずれも二回試験の考試の際に合格と判定され修習を終了しております。

○橋本教君 今後ともそういった方向の一層の配慮をお願いしておきたいと思ひます。

時間がなくなりましてから最後の質問に入るんですが、現在、司法試験については民間にLECなどという大変な組織がありまして、九六年度合格率九〇％ということで、ほとんど大学教育よりもこちらに行つて受験をして合格するという傾向が強くなつてゐる。こういうことでのいいのだからということが一つは重要な問題であります。

例えば、司法試験法の一部を改正する法律案に対する平成三年の参議院法務委員会の附帯決議では、「法曹養成制度における大学教育との関係及び司法修習制度の在り方については、大学関係者及び法曹三者の密接かつ有機的な協力の下に検討を進めていくこと。」というような附帯決議がございませぬ。これは非常に正しい附帯決議でございます。

ですから、大学で法学教育を学び、大学で大学生として豊かな大学生活を送り、そこで教養も身につけて、そして社会に育つていく一環として法曹にならうというその道が、大学教育から違つたところの特別のこのようなLECという司法試験合格だけを目的としたところに行かなければなかなか通らないということのところの問題は、私は、この附帯決議から見ても大学教育との関係から見ても、新しい法曹養成という意味で検討すべき問題があるのではないかと思ふんです。

その一つの問題として、例えば短答式試験問題がございませぬが、これなどは問題の難易度、出題の範囲等に関して正確な情報がなかなか入手できないところがある。ここへ行けば多年の経験から積み上げたものが収集されてゐるから、そういうことが知りやすいといふことではないかといふこととあると私は聞いておるんです。

だから、一つの方法として、短答式試験問題を公表するといふことを思い切つてやらなければ、それはどこの大学の大学生でもわかるんですから、それを一つの参考として勉強することも可能になるでしょう。

いろんな方法で大学教育と司法試験を受けて立派な法曹になるという道を附帯決議にあるような方向で協力しながらやつていかなきゃならぬと思ふんですが、この今私が指摘した例えは一つですが、短答式試験問題の公表に踏み切つていただければどうかか、今後、司法試験のあり方と大学教育との関係についてさらに検討を深めていただくということをお約束いただけるのかどうかお伺ひして、質問を終わります。

○政府委員(但木敏一君) 大学の法学教育との関係というのは今後の法曹養成制度にとつて極めて重要な問題であると思つております。日本の大学の法学教育というのはゼネラリストを養成するための教育でございます。それに対して、裁判官、検察官、弁護士にならうとする者にふさわしい知識と応用能力といふ話になりますと、これはゼネラリストではなくて一種の専門家、プロフェッションとしての教育を必要とするわけがございます。正直申し上げて、その間にギャップがあることは否めないところでございます。それを補完してゐるのが、昔は大学内に設けられていたクラブ、いろいろなサークルでございます。ところが、現在ではこれをまさに一つのビジネスとして専門的に扱つてゐる大きな予備校があるといふのが現状でございます。

したがつて、我が国の司法試験合格者の六割あるいは七割が何らかの形で予備校に通つて勉強せざるを得ないという状況を変えたいと思ふれば、まさに法学教育のあり方と司法試験との関係を考えていかなければならないことにならうかと思ひます。

先ほど短答式の試験問題の公表という問題がございませぬが、恐らくそういう問題では解決がございませぬ。現状を申し上げますと、短答式の問題につきましては、短答式の試験が終わりますとそれほどの時間がたたない間に復元されて出てまいります。それは有名予備校全部でありますし、また受験雑誌にもそういうものが書かれます。それは短答式の試験問題であるとは考査委員会議ではもちろん言つていないわけですが、復元されてゐるということもまた否めないところがあります。それを公表するしないといふような、あるいは試験のやり方といふようなことで恐らくこの大きな問題は解決はできない。

ですから、将来に向けて、法曹三者もさることながら国民的課題でもございませぬので、大学の意見も聞き、そして広くいろいろな人の意見を聞きながら考えていくべき大きな問題であると認識しております。

○橋本教君 終わります。

○平野貞夫君 朝から司法の機能を整備する、特に法曹人口をふやす問題につきまして当委員会のそれぞれプロフェッションの先生方からお話をずっと聞きまして、大変勉強になりました。印象に残りましたのは法務省と最高裁判所の方の自信あふれる答弁でございましたが、私はほぼその答弁も納得いたしました。

特に科目を六科目にする、これは六法全書の六法のことかどうかは知りませんが、いろいろ御意見がありました。医師国家試験でも専門的な科目目というのを選択する余地はございませぬで、試験に通つてからやはり修習の中でしかるべきものは勉強していただくという方針でいいと思ひます。問題は、試験に受かるということと修習を

するといふことがこの法体系からいきましたも分かれていませぬ、司法試験は法務省でやつて修習は裁判所の中でやる。ここがスムーズに一体化しておれば、先生方の御指摘の御懸念も少しは解消するんじゃないかと思ひます。

変な話ですけども、この二つの法案が提出されて、私のところの自由党も趣旨説明要求でいゆるつるしたわけでございます。この司法試験関係の法案をもう話がついたから付託してくれというふうな私が担当の議連の先生や事務に言ひましたら、司法試験しかおろさないんです。それで、どうしてそうなんだと言つたら、司法試験といふのはこれだけでしようと言つてわけです、裁判所法は別のものだ。これ、一般感覚からすれば、本當に司法の機能を整備すると言ふならば、司法試験及び司法研修所法といふもので一本化して、できればやつぱり法務省でかつちりとした管理と修習をやるといふ仕組みはつくられませぬか。

○政府委員(山崎潮君) 大変悩ましい御提案であるろうかと思ひますが、そもそも戦後、司法試験と修習のあり方をどうするかという議論があつたようでございますが、戦前から修習に關しては裁判所を中心に行つていたといふこと、戦後三権が独立したわけでございますが、そのときにやはり裁判所は司法の中心を占めるといふことから裁判所の方に修習生の教育をお願いするといふふうになつたようでございます。

では、試験はどうしてかといふことでございませぬけれども、試験はいろいろな学者とか実務家を巻き込んだ一種の行政的などうか、ほかの各種試験がございませぬけれども、こういうものについても所管はみんな行政で行つておられます。そういう慣例に従つたといふことで分かれてしまつたといふいきさつにあるようでございます。

ただいま委員御指摘のような考え方は私も時々御意見としては承つております。今後この法曹養成問題につきましては、先ほど来出ておりますけれども、大学教育と法曹選抜の試験、それと修習、この三者一体の問題、ここをもう一度きちつ

たつて、

と議論していかねばならぬだろうということ
とでございまして、実は昨年の十月二十八日に合
意いたしました三者の合意書の中にも、これは合
格枠制をきつかけにしているわけでございませ
れども、法曹選抜のあり方について抜本的に見直
していこうというくもりも合意されておりました
、今委員御指摘の点につきまして一つの御提
言として我々としても一応考えてみたい。ただ、
裁判所の方のお立場もございまして、私ども現
在の段階でしかと申し上げることはできないわけ
でございまして。

○平野貞夫君 わかりました。

それと、高齢者と言うとちょっと悪いですが、
結構年齢が高くなきや司法試験に合格しない。し
たがって、労働法でも行政法でも勉強する時間的
なものもなくなるということがあると思ひますの
で、やっぱりできるだけ若い方が合格しやすい一
つの状況というのにも必要かと思ひます。

私は率直に言ひまして、専門家がございませ
んので素朴な質問しかできませんが、現行の科目
制度に変わったのは昭和三十六年でございませ
んか、いわゆる法律の専門科目としましては、昭和
三十六年以降のことです。一つ思ひ出すのは、ロッ
キード事件のときに問題になりました鬼頭さんとい
う判事補がございましたね。あの方はこの三十六
年ごろ司法試験に通ったんです、パスしたんで
す。この科目が変わって、制度が変わって通った
人なんです。私は同期生ですからよく知っています
。したがって、私は同期生です。これは気がつけ
ていた方がいいと思ひます、人もふやしますか
ら。

〔理事大森礼子君退席、委員長着席〕

それで、私、素朴なことを申しますと、彼が
通ったことで、一体司法試験の制度というのは何
だろうと、事件を起こす前からもう思ひていまし
た。昭和三十年代というのは特殊な時代です。す
らいろいろあるでしょうけれども、通る方のほとん
どは立派な人格と見識をお持ちの方でしょうが、

時たまあいう方がいる。あれで私は最も難関で
ある国家試験の一種の権威というのが非常に落
されたと思ひます。これは答弁は結構でございま
すが、よくよく人格、人間の価値観、人生観、余
り思想に立ち入るわけにはいきませんでしょう
が、これは科目のこういふ制度を改革した後とい
うのは起り得ることですので、くれぐれも注意
してひとつ運営していただきたいと思ひます。

それから、私の体験で申しますと、七、八年昔
になりますか、衆議院のことですが、国会の審議
を通じて贈賄事件というのが発生した。例えば
燃糸工運事件とかリクルート事件なんかがある
んですが、そういったときに地検特捜部から連絡
があつて、私はその窓口をやつていたんですが
若い検事が来まして、国会の運営とか会議録とか
質疑の状況なんかをいろいろ聞かれるわけだ
。そのときに感じましたのは、もちろん憲法も勉強
されて試験に通つたんでしようけれども、余りに
も統治といひますか国家運営の原点のことにつ
いての常識といひますかがない。

例えば、企業に頼まれて国会で質問する、その
こと自身が悪いと言ひます。あるいは団体に頼
まれて国会で質問する、そのこと自身が悪いと言
ひます。冗談じやない、そのことを通じてお金をもら
うとかなんとかいふことが起る、そこに犯罪
が生ずるわけであつて、それだつたら議会は機能
しないぞといふことを私は言ひたいわけであつ
た。あれから十年近くたつていますからもうそん
な人はいないと思ひますが、非常に若い検事さん
たちがそういう世間の一般常識といひますか、本
当に条文の読み方しか知らない。それは若い人
から研修していかれるわけでしょうが、しばしば
そういう経験に遭つて私は愕然としました。

今後、新しい社会のニーズといふことで司法機
能の整備をするわけですが、修習の際には、一般
教養といふより国家公務員として、これは司法
試験を通つた人だけでもないです、各省のエ
リートと言われる人ほど国会の本質的機能につ
いて理解していない。逆に言うと、国会の本質的

機能を理解したら試験に通らないんじゃないかと
いうぐらい一種の画一的思考です。ですからいろ
んな事件が官僚の世界で起つて、これは教育の
問題だと思ひます。(国会法が選択科目じゃない
からだよ)と呼ぶ者あり)国会法というのは戦時
国際法みたいな部分がありますので難しいと思ひ
ますが、その辺の教育をよくやつていただきたい
といふことを要望しておきます。

ほとんど要望の話になるんですが、先ほど大森
理事から弁護士過疎の問題が出ました。私は高知
県土佐清水といふ日本で一番過疎の生まれでござ
いまして、中村市、宿毛市、あの周辺を入れて約
十万人ぐらい人口があるんですが、弁護士さんの
仕事ができる方が一人しかいないんです。これも
裁判官をやめられて高輪の方でございまして、非
常に法律的な仕事が多くなつているときに困つて
おります。

ところが、土佐清水市からは伝統的に、例えば
人権問題の森川金寿先生とか、松川事件の主任弁
護士をやつた岡辰雄先生とか、そういう物すこ
い著名な弁護士が出ていまして、今でも弁護士
の方たちは結構出ていますけれども、全く帰らな
い。

これは法務省に言つてもしょうがないことかも
わかりませんが、やはり国民の法意識、それから
義務教育も含めた、やっぱりこれからの法の支配と
いふことについて我々も自覚的にやいかぬわけ
です。何となく知恵を出して行く。例えば高
知市だつてそんなに多くはいません。それでお金
持ちは、例えば大きなパチンコ屋で脱税問題が起
つた場合には大金出して東京から弁護士さんを
呼んでやつておられるわけなんです。地域による弁
護士過疎の問題は僕ら一種の人権問題じゃないか
と。この問題を一つ提起しておきますので、ひ
とつ御検討いただきたいと思ひます。

それから、各専門の先生方がほとんど質問な
さつていられるので、何かとつひな質問をし
て申しわけないですが、司法制度の整備といふ
ことになりまして、私は最終的にはやっぱり憲法

をどういふふうに見ていくかという問題に突き当
たると思ひます。政治改革の問題で、いわば国会
制度、議会制度も本場に新しい社会のニーズに対
応するために憲法を見直さなければいけません。

国会の場合ですと、憲法に規定しているいろ
んな言葉、技術的なことも含めて大体二十カ所ぐ
らゐる変えてもらわなきゃ何かつたときに運営でき
なくなるような問題があるわけなんです。司法制
度はその程度ではないと思ひますが、例えば、三
権分立を規定していると同時に、お互いに三権は
チェックし合ふといふことも憲法の要請だと思ひ
ますが、個人の意見としましては、行政と立法
は相当チェックし合ふわけですが、憲法解釈権を
持っている司法が腰を引いていまして、司法が
積極的には憲法問題について入つてこない。そう
いふ意味では現憲法の趣旨を十分生かし切つてい
ない部分があるといふふうには思ひますが、質問
の通告もせざるに失礼でございまして、何か大臣の
御所見がありましたら。

○国務大臣(下野義典君) 最高裁に御質問なさ
ればと思ひますが、大変大きな問題だ
と思ひます。私自身もいろいろいふふうなこ
とで考えていることもございまして。

国会、内閣、それから裁判所、いろいろ比べて
みますと、やはりそういうふうな面から取り上げ
てみますと、裁判所の方をもう少し高く評価し
てもらわぬといふかぬところがあるんじゃないか
といふふうなことで、かつてその辺に座つてお
りましたときに問題にしたこともございまして。最
高裁の長官とも今お話のような問題も含めてま
た十分お伝えし議論してまいりたいと思ひます。

○平野貞夫君 大変失礼しました。

私、いろいろお話を伺ひして、司法
制度のあり方の根本問題といふのを我々政治家は
真剣に考えなさいかぬと思ひます。その際、や
はりこれは憲法を変えなさいかぬと思ひます。そ
ういふものが、憲法裁判所といひますか、そういうも
のをつくることによつて、数かふえ質も複雑にな

る刑事、民事事件がかなりスムーズにはけるようになるのではないか。そういう意味で、行政の問題も含めてそういう根本的な仕組みがえを議論する時代ではないか、こういう考えを持っております。

これにつきまして、私は大臣のお立場でお答えは求めませんが、根本的に司法の機能を、この二十一世紀、しかもグローバル化のなかで日本でいい制度をつくらうと思つたら、ぜひそういう視野で奥深く幅広くひとつ検討すべきではないかという希望を申し上げまして、終わらせていただきます。

○山田俊昭君 二院クラブの山田です。よろしくお願ひします。

先ほどの橋本先生の質問のちよつと続きみたいなことを関連でお聞きしたいんです。いわゆる司法試験の問題のディスクリージャーを先生は質問されたけれども、答えが十分返っていないので改めて聞きますが、司法試験の択一問題とか論文試験の問題がなぜ公表されないんでしょうか、お尋ねをいたします。

○政府委員(但木敬一君) 御案内のとおり、司法試験は、裁判官、検察官あるいは弁護士となる者とする者に必要な学識及びその应用能力を有するかどうかを判定することを目的とする試験というふうになってございます。その試験の中には第二次試験というのがございまして、第二次試験には短答式試験、論文式試験、口述試験、この三段階がございまして。

委員お尋ねの短答式試験の試験問題を公表しないのはどうしてかということですが、これは相当以前からそういう要望が寄せられておりまして、それについて法務省の中で、特に司法試験の審査委員の中で大分論議を重ねてまいりました。

結局、現段階における結論としては、問題を公開すれば受験者がこれを手がかりに過去の問題を繰り返し勉強して、知識の詰め込みや受験テクニックを身につけることに精を出す傾向を助長す

るんだと。それは短答式試験という試験方法そのものが持つている宿命でもあるんですが、試験の中身が過去と全く違うものを出すのにみんな知恵を出すんですが、非常に難しいんです。それで、これまで過去に出した問題をこれが過去に出した問題ですというふうにして全部公表すると、結局それを全部覚え込まれてしまう危険があるということなんです。正直言って短答式の試験問題は、先ほど答弁申し上げたとおり、短答式の試験が終わりますと数日のうちに受験予備校あるいは受験誌上でその問題がかなり近い形で復元されて、それについての解答まで出されるという状況になっておるわけです。

そういう状況を踏まえて、かつこれからいろいろな情報公開等が非常に強く要請される中で、なお現在の方針を維持していくべきかどうかについては検討の余地があるというふうに思っております。

○山田俊昭君 検討の余地があるんじゃないかと公表へ向けて、今お聞きしていると、問題を公表しない理由として納得できる話の一つもないんです。むしろ、逆に過去の問題を覚えられると困ってしまうと。司法試験を受けようと思う人は、司法試験を受けて合格するにはどうしたらいいかという手がかりは過去の司法試験の出題問題や傾向を調べなくして向かえないわけであって、官房長が今お答えになったのは全く逆のような気がいたします。

先ほど橋本先生がおっしゃっているように、いわゆる司法試験の予備校が学生に五問ずつ記憶させるんです。どうしてあれすく翌日復元できるかという点、受験生に試験科目を全部割り当てて覚えさせてきているんです。それで出てきたのを復元している。そんなばかなことがなされているという現状を見れば、一刻も早くその非を改めて国はこの司法試験の問題を公表するという姿勢にならねばならないと思つて、ぜひぜひそうしていただきたいことを強く要望するものであります。

そして、司法試験受験生の中には本当に人生をかけている人がいるわけで、これはやはり法務省としてのディスクリーズをぜひお願いしたいんですが、受験したときに、合格した人はいくらでしょうが、落ちた人は、私は何点で落ちたんだろう、どうして落ちたんだろうという理由が知りたいです。次の合格へのステップ、来年は合格するためにはどういう勉強をしたらいいか、なぜ落ちたかを知りたいわけでありまして、択一試験であればせめて合格点数が何点で受験者が何点で落ちたかぐらいは教えるというか公開するということをぜひぜひしていただきたいんですが、この点はいかがでしょう。

○政府委員(但木敬一君) 委員御指摘のように、受験生はこの受験に人生をかけている方々が非常に多い、それは私たちもそう思っております。その受験者にとつて、今後も受験を続けるべきか、あるいはあとのくらい勉強しなければならぬか、あるいは転身を図るべきか、それらの選択が的確にできるようにいろいろな情報を与えるべきであるという御主張もそのとおりだと思います。

現在、論文式についてはABCという方式で、あなたは今の辺の位置にいますということはお知らせするようにしております。今後とも受験生に有用な情報、つまり、受験生が自分の次の行動を決定するために必要な情報であつて司法試験の制度になじむものについては、今後ともそういう情報を受験生に与えていきたいというふうに考えております。

○山田俊昭君 その司法試験問題、いわゆる自分の試験の結果に対するディスクリーズをぜひぜひお願いいたします。

私は落ちこぼれ人間でして、相当受験回数受けて合格してきた者なんですが、いわゆる司法試験にのめり込んだために人生を棒に振ってしまった人間の権利の保障という問題、これは法務省にお尋ねするところとちょっと的外れかもしれませんが、先ほどの問題開示によって、自分がどの程度勉強すれば可能なのか、あるいはいつまでやって

もう受からないかの判断はできるわけでしょうけれども、やはり司法試験をやるとなかなかあきらめ切れないところがあるわけでありまして、生活の問題もありまして、どこかに就職する、特に行政、市役所とか区役所とか何か勤めまして司法試験の勉強をしているとか、相当強い圧力がかかる、やめるといふ圧力がかる。あるいは司法試験を勉強していると、どこか一般の会社を受けると、自分の会社に対して努力を全部つぎ込んでもらえない、いわゆる腰かけの就職だということ前提で入社を断られるということが非常に多いと聞いているわけでありまして。

そこら辺のところ、どうして司法試験受験生が一般の企業、行政官庁で嫌がられるかという理由、何かあるものを見たなら、司法試験受験生は理屈っぽくて視野が狭い、独立心がないという先入観がある、精神異常だというレッテルを張られてしまふ、司法試験を何回も受けているとちよつとおかしいんじゃないかというふうな目で見られてしまふ、司法試験受験生というのは無為徒食のやからだ、誇大妄想だというふうな理由づけが業者、企業の中であるんだというふうであります。

これは法務省にお尋ねするものもあれですが、法務省の権利擁護行政の一つとして何か考えてやってみられないかということなんです。例えば何年か受けて、ここまでカウンスリングしてやる必要が法務省にあるかどうかんだけれども、何らかの権利擁護、法務省における何らかのケアのシステムができないかという点をちよつとお尋ねいたします。

○政府委員(但木敬一君) 大変難しい御質問でございます。

ただ、私どもが言えることは、確かに長期間の受験にのめり込んでしまつてその人生をかなり大きく空費してしまふ人もおられる、それを後から空費だと感じてしまふ人がおられる。一つの問題としては、従前の司法試験では、本当に長期にわたつて予備校通いをして人生を過ごさなければ合格しない。合格するのは言つてみればその年その

年の運というような問題で人生を重ねていかなければならない状況というのはあったと思います。その状況については、少なくとも合格者増ということと合格枠制というその二つの併用によってある程度、つまりその道の資質がある人はそれなりの年限で受かるようになったと思います。

しかし、それだけですべての受験者について救済できているのかといえば、やはりそうではなからうと思います。先ほど委員御指摘のように、どこかの段階で、自分は一体このまま受験を続けたいのだから、それとも転身したいのだから、その判断をするについて有用な情報は法務省としてもできる限り受験生の方々に提供して、受験生の方々の次の決断というものに対する何らかの資料を与えていくということも一つの方法だと思えます。

ただ、受験者そのものに対して人権擁護局が例えれば何かできるかと言われますとこれは非常に難しい話です。そういう受験者に対して個別救済が何かできるかという点も非常に難しい話であらうと思えます。私もが受かる人は、先ほど申しましたように、資質がある人は受かるだけ長期間の受験をしないでも受かるようなものにしたという点と、その適性を彼自身が見きわめるために有用な情報を提供することによって自律的な判断を助けてあげたい、こういうことだろうと思えます。

○山田俊昭君 よろしくお願いたします。合格者の平均年齢は最近二十九歳から二十六歳になったことですが、受験生の平均年齢といいますが、最高どれくらいで、最低は在学生だろうと思うんですけれども、受験者の平均年齢、わかったら教えてください。

○政府委員(但木敏一君) 平成九年度の論文式試験の合格者につきましては、まず年齢別の色分けを申しますと、二十四歳以下の人が三百八名、二十

五歳から二十九歳までの人が三百七名、それから三十歳から三十四歳までが九十二名、三十五歳から三十九歳までが二十九名、四十歳から四十四歳までが九名、四十五歳から四十九歳までがゼロ、五十歳以上が一ととなっております。

受験回数で申しますと……

○山田俊昭君 合格者のあれを言っていないですか。僕が聞いているのは受験生の平均年齢。

○政府委員(但木敏一君) どうも突然の御質問で、なかなか出なくて申しわけないです。

受験者で申しますと、新規受験者が四千七百八十一名、二回目の受験者が二千九百一十一名、三年目が三千六十八名、四年目が二千四百名、五年目が九百四十七名、六年目が一千四百五十五名、七年目が一千百九十九名、八年目が九百六十一名、九年目が八百九十九名、十年目が六百四十六名、十一年目が六百五十三名、十二年目が五百二十二名、十三年目が五百七十七名、十四年目が五百二十二名、十五年以上が二千七百七名でございます。

○山田俊昭君 今聞いて、司法試験受験浪人の人権という点、大変な努力、これはむだとは言われないんですが、合格してその能力を發揮できる地位が与えられればいいんですが、そうでなく、今も悶々と受験生活をしているという人を多々知っています。ただに思うんです。法務省は口癖のように若くて優秀な人材確保と。いわば年齢が低くなるというところが大きな前提で、若いにこしたことがないということなんだろうと思うんですけれども、私は、法曹、検事、裁判官でもある程度社会経験を積んだ人がなって、大岡越前とか桜吹雪を出すんじゃないんですけれども、社会的ないろんなことを経験した人間が裁判官になったり検事になったりするのは非常にいいことだと思わなければなりません。ただ若年化を目指した人材確保という観点からはちょっと変えていただければありがたいなという気はいたしました。

○政府委員(但木敏一君) 委員御指摘のとおり、年齢ということだけにこだわって法曹養成全体あるいは検察官任用者というようなものを考えては

いけない、そのとおりであると思えます。現に、検察官になった方でも、三十歳をかなり過ぎた段階から検察官になられて、本当に生きがいを持って検事生活をやられた方ももちろんたくさんおられますし、決して年齢によって考えるべきではない。法務省は昔から若くて優秀なというふうに言っていたという御指摘ですが、法務省としてはそういう考えではなくて、受験予備校等に

通い続けるような期間はできるだけ短い方がいいというふうに一貫して申し上げてきたと思えます。したがって、いろいろな社会経験を積み重ねた方が司法試験を受験なさって入ってくる、銀行に勤めた方、あるいは教職員の方、スチュワードの方、あるいはお子さんを持たれた主婦の方、これらの人々が入ってくるというのももちろん法曹にとって多様性をより深めることであって、非常に喜ばしいことだというふうにご考えておられます。

○山田俊昭君 今のお答えを聞いて、年齢のことは余り考えられていない様子ということで安心をいたしました。次に、きょう朝から元検事の接待汚職という問題が出てきているんですが、私はここで法曹人の倫理という問題をお尋ねしたいと思っております。倫理というのは、法律以前の道徳とかかというものは別にこれは教えて教えられるものではない、みずからによって培われていかなきゃならないと思うんです。

政治家の倫理が今問題になっておるんですが、法曹人の倫理というものは、先ほど示されたように、司法試験に合格するためには相当な年数がからなきゃ合格しないという試験制度でありまして、青春を棒に振って、いろんな読みたい本も読まずに法律書物に日夜かじりつかなければ受からないわけでありまして、極端な例ではないんですが、我が友も敵に見える、これが落ちればおれが受かるんじゃないかと、私は実際そう実感して司法試験を受けたので、非常に問題な受験生かもし

れませんけれども、過酷な試験だとそういう気持ちすら持つてしまう。

そういう人たちが必死の思いで、倫理観も何もないとは言わなければいけません。勉強いぢずに来た人間が司法試験に合格して修習生になるわけですが、これも、試験段階で倫理のテストはもちろんないわけですが、研修所に入って法曹倫理としての指導、教育がどの程度行われているのか。司法試験のいわゆる教養と違っています。教養はいろんな形であるのでしうけれども、いわゆる倫理というものに対する倫理観の植えつけ、法曹人が持たないといけないものを最低限度教育する、これだけはやらないかぬというところは、修習のカリキュラムに入っているかどうかわかりませんが、修習の入り込んでしまっているんですが、こころの隅の隅は非常に大事なことだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(堀籠幸男君) 司法研修所における教育の問題でありますので、私どもの方からお答えいたします。司法研修所では、高い識見と円満な常識を養い、法律に関する理論と実務を身につけ、裁判官、検察官または弁護士にふさわしい品位と能力を備えさせることとを旨といたします。そこで、司法研修所では、前期及び後期において、法曹の職務を身に付けるに当たって要請される法曹としての倫理を身に付ける機会を設けているところでございます。

この問題につきましては、新しい修習のもとでも次のような配慮をいたしたいと考えております。すなわち、前期修習及び後期修習において、法曹の職務を遂行するに当たって要請される法曹倫理を修得させるため、法曹倫理教育を強化することを考えております。これは講義及び事例研究によって構成されることにならうかと思っておりますが、その内容につきましては、法曹三者に共通する倫理、それから法曹三者それぞれの固有の倫理に関するものに分けられるかと思っております。その核の部分はある程度明らかでありまして、

例えば日弁連の弁護士倫理などが参考になるわけでありますが、基本的な概念といたしましては、誠実、公正、廉潔、司法過程への忠実義務、司法改善への協力義務等でありますが、こういう概念を享受し修得させることなどが考えられます。さらに、法曹の先輩の信条でありますとか体験等の講話を聞かせるような内容の講義も有効であると考ええておりまして、この点はさらに国民の負託にこたえるようにカリキュラムの編成に当たっては努力してまいりたいと考えているところでございます。

○山田俊昭君 倫理という非常に難しい問題で、法曹養成の理念が国民の負託にこたえられる法曹を養成する、国民の負託にこたえられる法曹とは何か、広い視野と高い識見と柔軟な思考だと、この御答弁なさっているんですが、それらを培う教育というのは非常に難しいと思うので、これはもうどうしろあしるうという具体策はないわけだろうと思うんです。

やはり研修所の教育、弁護士になったり、それぞれの任官してからの倫理観の植えつけというのはもちろん終生やらなきゃならないと思うんですが、難しいところだと思っんです。二年が一年半になつてそんな時間とれないかもしませんが、けれども、ゆがんだ受験生活とは申しませんが、社会を余り知らない人間がようやく研修所へ入つてまいります。そういう人たちに正しい法曹への道をぜひ修習期間に植えつけてやっていただければ幸いかと思います。

次に、まだ多少時間があるのでお尋ねするんですが、日本で法曹資格を取得する場合は、司法試験に合格して司法修習二年を終えて法曹資格を取得するわけですが、外国、先進国だけで結構でございますけれども、法曹資格の取得要件と申しますか、そして司法修習制度を採用している国が何カ国ぐらいあるのかということをお尋ねいたします。

○政府委員(山崎潮君) 外国の四カ国についてちよつと御紹介をしたいと思います。

アメリカにつきましては、もう皆様方御存じのようにロースクール方式を採用しております。大学院等に設置されているロースクールに入学するわけでございますが、そこで三年間の勉強をするわけでございます。もちろん最後に試験がございます。そこで卒業をいたしまして各州の弁護士会で法曹資格付与試験というものに合格して初めて弁護士になれる、こういうシステムをとっているわけでございます。

また、イギリスにつきましては、パリスターとソリスターと二つに分かれるわけでございます。パリスターの方は、法曹学院、法律学校、ここに入学をするわけでございますが、これは入学試験はないようでございます。ただ、出るには相当大変なまた試験を通らなければならぬということになるわけでございますが、期間はここは一年でございます。それで実務教育修了試験、パリスター資格付与試験でございますが、この試験を通過してパリスターになるわけでございますが、さらにそれから一年間パリスターの事務所実務研修をする、これによって初めて独立の一人前の弁護士となれる、パリスターとなれる、こういうことになっております。

また、ソリスターにつきましては、法律学校等におきます教育をするわけでございます。ここは期間は一年でございますが、またその試験を通過後に実務修習、ソリスター事務所二年間修習をする、こういうシステムになっております。これが終わりますと資格が出てくるということになります。

ドイツにつきましては、第一次の国家試験がございます。その国家試験を通りまして二年間修習をいたします。ただ、ドイツの場合は司法研修所に相当するものがございますので、各裁判所とか実務地に配置されるわけでございます。そこで二年間修習を行います、第二次の国家試験に合格しますと資格が出てくる、こういう制度でございます。

さらに、フランスでございますけれども、フラ

ンスは司法官の試験と弁護士の試験が別々になっております。司法官の試験につきましては、国立司法学院というところに入学をするわけでございます。そこで司法官試験となつて二年七カ月の勉強が必要でございます。この終了後にそれぞれの裁判官、検事というふうに分かれていくわけでございます。

それから、弁護士につきましては、弁護士研修センターというところに入所いたします。ここで一年間の勉強をいたしまして、そこを試験を受けて卒業して、さらに弁護士補として二年間実務を行う、それを終了して初めて一人前の弁護士となる、こういうような制度をとっているようでございます。

世界それぞれのいろいろな伝統を抱えておりますので、さまざまなやり方をしているところがございます。

○山田俊昭君 時間が来てしまいましたので終わります。

○委員長(武田節子君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後三時五十二分散会

平成十年五月八日印刷

平成十年五月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局